

予算特別委員会

3月9日（月）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第17号 平成21年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第18号 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第19号 平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第20号 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第21号 平成21年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第22号 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」

の審査について

7 「議案第23号 平成21年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（13名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 河井勝久委員

7番 村田廣宣委員

8番 川口浩史委員

9番 清水正之委員

10番 安藤欣男委員

11番 松本美子委員

12番 渋谷登美子委員

13番 藤野幹男委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
金 井 三 雄 政策経営課長	
富 岡 文 雄 税 務 課 長	
中 西 敏 雄 税務課課税担当副課長	
中 村 滋 税務課収税担当副課長	
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長	
矢 嶋 芳 枝 町民課保険・年金担当副課長	

井	上	裕	美	健康福祉課長
山	岸	堅	護	健康福祉課高齢福祉担当副課長
田	邊	淑	宏	環 境 課 長
水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	一	夫	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
奥	平	清	人	上下水道課管理担当副課長
田	島	雄	一	上下水道課施設担当副課長
山	下	正	幸	上下水道課下水道担当副課長
安	藤	高	二	会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会学務課長
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○藤野幹男委員長 ただいま出席委員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○藤野幹男委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第 17 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、3 名であります。

まず最初に、第 12 番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 では、5点ほど質問させていただきます。

まず、今回地域防災計画の見直しと災害ハザードマップをつくるということになっていますけれども、町民の実情把握なのですが、世帯構造がすごく変化しています。平成 12 年で4月1日で1万 9,544 人の人口で、世帯が 6,371 世帯になっています。平成 21 年の2月1日の現在の人口で1万 9,008 人で、世帯数が 7,286 世帯なのです。ところが、これよく皆さんが嵐山町は人口は減少していないというふうに言われているのですが、実は施設入所者がすごく多くなっておりまして、施設定員が 644 床あるのです、嵐山町では。644 床の人がすべて住民登録していると考えますと、現実には一般住宅で生活している方は少なくなっているというふうに考えていいかと思います。ですから、実際には1万 8,300 ぐらいの、住宅で生活されている方というのはそのくらいになっているのだと思うのです。なおかつ世帯数は1人世帯が増加しているという結果がこの数字から出てくると思うのです。さらに、嵐山町を歩いていますとマンスリーマンション、いわゆるレオパレスが非常にふえています。それは、多分花見台工業団地に単身赴任されている方がいらっしゃると思うのです。多いのだろうなというふうに思っているのです。大学がないので、そのような形だと思っているのですけれども、もう一つ言えば外国人登録者は平成 12 年が 124 人で 96 世帯でした。2月1日現在で 291 人で 233 世帯で、実は1年前は 256 人で 184 世帯と一遍に1年間の、これ 10 カ月になるのですけれども、正確にはですけれども、35 人ふえていて、世帯数もそれに合わせてふえているという状況なのです。町のハザ

ードマップをつくるにしても地域防災計画をつくるにしても、それから今後のまちづくりを考えていく上で、町に暮らす人の姿というのをもう一度いろいろな視点からとらえ直してみてもつくっていく必要があると思うのですが、特にこのような形であるにもかかわらず民地がいろんなところで開発されていて、そして実際に歩いてみますと市街地の中は空洞化が進んでいるのです。それについての地域防災計画の見直しとハザードマップをつくるということもあわせてどのように考えていくか伺いたいと思います。

それから、ふれあい交流センターのあり方なのですけれども、ふれあい交流センターの中にシルバー人材センターと社会福祉協議会と商工会が一緒に設置されるという形が今の形で作られていると思うのですけれども、私はライオンズクラブへの、玉川ライオンズクラブですか、旧議会事務局を借りている部分に関しては見直しがされるのだろうと思うのですけれども、この3つの事業団体、シルバー人材センターと社会福祉協議会と商工会がそこにくっついていくというのは、嵐山町としてコンパクトシティーの考え方というのはこれから必要だと思っているのですけれども、1つの場所に集中させ過ぎているというふうに考えるのです。結果としてこれから発展させなくてはいけない生涯学習事業の位置づけとしては不十分ではないかと考えているのですけれども、その点どのようにお考えになるか。特に子供のことに関しては生涯学習の中で位置づけが非常に弱くて、福祉関係では放課後、位置づけられているのですけれども、教育委員会にこども課を設置するわけ

ですから、子供を含めた生涯学習の考え方をつくって、そしてふれあい交流センターもその中に子供も含めて位置づけていく必要があると思うのです。

その点が1つと、もう一つはふれあい交流センターの設計に当たっては、近くに防火水槽を設置するわけですから、そのことを利用した温暖化対策ができると思うのですけれども、後で考えてまた話をもう一つまちづくり交付金事業のことでもお話ししたいと思うのですけれども、設計の前にふれあい交流センターに関しては施設の管理とかあり方に関しても住民参加で考える方向が必要かと思っています。

もう一つなのですけれども、ふれあい交流センターにかかわってなのですけれども、菅谷3号線というのは歩道設置事業という形になっていますけれども、私は1度お伺いしたいこともあるのですけれども、寄附された土地と現在ある土地とを交換して、そこに広場的なものをつくるというのを1度提案したことがあると思うのですけれども、そこに社会福祉協議会とシルバー人材センターの窓口機能と商工会を位置づけていくとか、そういった今のふれあい交流センターの社協とシルバー人材センターと商工会と一緒に持っていくという形ではない方向が必要だと思っているのですけれども、そのことについて伺います。

それから、3番目なのですけれども、嵐山町立幼稚園の跡地利用の考え方ですけれども、今はこども課ができたので、これから考えられていくと思うのですけれども、本年度から、子供支援センターでよいのかというのをもう

一度考えてほしいと思うのです。私は、最初おもちゃ図書館を町立幼稚園の跡地利用にと考えていたのですけれども、町立幼稚園を子供支援センターにしますと、お母さんたちがみんな自動車で子供を連れて町立幼稚園まで行くという形になっていくので、町なかから小さい子供とお母さんの姿というのが消えていく形になっていくのです。それで、町立幼稚園の跡地利用に子供支援センターを位置づけるよりもほかの事業を考えるか売却するかして子供支援センターは市街地の中に持ってきて、なるたけならばふれあい交流センターの中に位置づけてほしいと考えています。それが3点目です。

4点目ですけれども、まちづくり交付金事業のあり方なのですから、昨日ずっとまちづくり交付金事業のやり方、仕方の国土交通省のほうのホームページを見ていたのですけれども、事前評価でのプランニングの実施と同時に実施時にはモニタリングが行われるという形で、それは任意であるというふうになっていますけれども、事後評価も行う形になっています。私自身は、まちづくり交付金事業というのは国土交通省の補助金でいろいろな事業があらゆる方向で利用できる形式って、これは私の考え方なのですから、地方分権を縮小して国土交通省の権限を大きくすることと中央集権を強固にしていく裏返しのものであるなというふうに感じていましたので、まちづくり交付金事業を使っている事業をしていくというのは本当は好ましくないなと考えています。ですけれども、今の財政状況の中で嵐山町では一番有利な交付金を使うという形を使っているのです、まちづくり交付金事業

を行っているわけなのですからけれども、どうなのかなというのはいつもいつも頭の中にあっていて、その中で質問しているわけなのですからけれども、今年度完成した停車場ポケットパークなのですが、工事の最中はどんなものになるのかなと思ってとても期待していたのですが、実は完成した姿を見ると余りよくないなというのがあるのです。

停車場ポケットパークに関して見ますと、ときがわ町にあるポケットパークとほとんど同じ形で、あずまやがあって、地面が、下が土ではなくて、れんが舗装した感じで、何か同じものを持ってきたなという感覚がしています。それで、まちづくりのセンスの中に中心市街地活性化事業の中でどのように生かしていくか考えられていないなというふうに1つ質疑の中で感じたのですけれども、それと舗装にしてしまったのは、職員の方から聞きますと、雑草をどう処分していくかということのために全面的に舗装になっていったというふうに考えるのです。それで、私は地域や中心市街地活性化事業の中でやっぱりポケットパークがあるものだと思うので、工事を進めるに当たって管理を含めて利用の方法を地域の方や中心市街地活性化事業を行っている方と話し合っただけで決めていくべきではなかったかなと思うのです。そして、草のためにあのような形にしたのだったら、防火用水があったのだから、それを小さな池にして、その部分を少しでも少なくしていく、草を生やさない方法で、そして温暖化対策に通じるような方向も考えてもよかったのではないかなと思うのですけれども、まちづくり交付金事業、これからふれあい

交流広場もありますし、菅谷3号線もありますし、それから北部地区のまちづくり交付金事業でもありますし、嵐山町の学校給食センターと防火用水の、防災倉庫もつくっていくわけなので、住民の方と管理の施行に関しても協議しながら、要するにモニタリングというやつですね、行うべきではないかと思うのです。

町長の施政方針では好きです、嵐山という形のまちづくりを行うというふうになっているのですけれども、町民の思い入れがまちづくりの中に入っていないと好きです、嵐山というふうな形に嵐山町が変わっていないのではないかなというふうに思うのですけれども、今後のまちづくり交付金事業を、平成21年度特に大きな事業が重なっているわけですから、どのように進めていくのか伺いたいと思います。町民参加はどのように進めていくのかということ伺いたいと思います。

次に、学校給食センターを公会計にしていく方向の見解について伺いたいと思います。私は、学校給食に関しては加藤教育長のときには質問していないのかもしれないのですけれども、公会計にしていくべきではないかというのを何回か質疑しているのです。今回の食料品の値上げがあったわけなのですけれども、それに関しては町民の方から学校給食の会計についての報告書をいただいたので、赤字ではなく、むしろ黒字だったので、そこである程度やっていけるのだらうなというふうな感覚があったのですけれども、給食費まで議会の議論の対象になるというのは学務課というか、学校給食

の運営会のほうでは懸念があるのはわからないでもないのですが、私は学校給食の会計も公会計に入れていくべきであると考えていますので、それについての見解を伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 それでは、答弁をお願いします。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 学校給食の公会計ということで、委員さん私が教育長になってからというのがありましたけれども、去年の6月の定例議会で清水議員さんから同じご提言がありました。結論先に申し上げますと、公会計がよいか私会計がよいか決定打がないのです。ご案内のように公会計というのは学校給食費を公費歳入するということで、公費として扱って、町が予算計画を立てて支出計画を立てて決算を行うと。私会計については、学校なり給食調理センターが独自で会計を行うと。決定打がないということを申し上げた1つの理由は、全部全県の様子を調べてみましたら、公会計が45%なのです。私会計が55%なのです。それぞれに長所あり、また短所ありということが1つです。

行政実例でも学校給食費を公費として扱うのか私会計として扱うのかは各市町村の独自の判断でよいと。そもそも給食費というのは通常の飲食費と同じように給食の対価であると、学校でいうと教材費のような。そういうことからいうと校長だとか、あるいは調理場が単独で実施しても構わない。さりと

て地域住民に対して説明責任を果たすという意味では公費がすっきりしているだろうというような行政実例もあるのです。

清水議員さんからご質問いただいて全県いろいろ調べてみたのですが、本当に決定打がないのです。ところが、ここ1～2年の間に議員さんからお話のように給食費の値上げの問題だとか未納の問題、滞納の問題があつて、新たな局面を迎えていることも事実です。公費にすると未納者については不納欠損として累積されていく。そして、未納者の部分を税金で持ちましようよという形になるのです。しかし、今の私会計ではあくまでも個人の給食の対価として、校長さんや教育委員会の職員が家庭訪問したり督促したりして対応してきているわけです。さりとて急激に滞納者が減るという状況はありません。物価等の値上げについてもやや落ちついたけれども、これからどうなるかわからないという中で、柔軟に対応していけるのは今までやってきた現時点では私会計のほうが対応できるのかなと現状では考えております。したがって、結論的には当座、当分の間今の形で会計を取り扱っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えさせていただきます。いろいろ話が出ましたので、漏れがあるといけませんが、私で許していただければと思います。

最初に、地域の防災計画、ハザードマップづくり、そういうものについてど

んな考えかということでございます。それで、防災計画だけでなくすべての事業にかかわることなのですけれども、町の行政、いろんな仕事やっている中で一番基本に置かなければいけないのは人口動態、これから先この町が人がふえるのか減るのか、世帯がふえるのか減るのか、どういう状況になるのかならないのかということで、今委員さんおっしゃったように高齢化、少子化、そして少人数世帯化、多世帯化、それから一番大きいところが人口減少化、こういう方向でこれからいくと思うのです。そういうものについてどう対応をしていくのか。総合振興計画の中にそういう方向を見据えて決めてきているわけですが、当然防災計画なんかをつくっていくのにもそういうものを考えていかなければいけないと、それはご指摘のとおりでございます。今考えられる範囲の状況というものをしっかり意識をしながらそういうものを取り組んでいく。今の時点で見据えられるものというのは、当然のことですが、けれども、計画ですから、入れていかなければいけないというふうに思っています。それには個々にいろんなことに波及するわけですが、それはそういうものを基本に考えた上で計画をつくっていく、そういう方向をしっかりとっていかなければ、それはおっしゃるとおりでございます。防災計画についてはそんなところで。

それから次に、ふれあい交流センターの考え方ですが、これも今言った人口のこれからの動き方、そういうものをきっちり方向づけていかなければいけない、基本に考えていかなければいけないというふうに思ってい

ます。そして、それをやっていくのはどういう視点で、そういう人口も動く中でこれからのまちづくりというのはどうしていくのかということで、嵐山町でも再々言っていますように地域経営という考え方でやっていくのだ。それにはかかわれる多くの人たちにその交流センターを活用していただきたい、そのところに集まっていただきたい、情報の発信基地に使っていただきたい、そういうふうな交流センターにできればいいなというふうに考えています。それにはどうしたらいいのかということで、皆さんの知恵をおかりをしながら詰めていく必要があろうというふうに思います。

それで、今おっしゃるようにちょっと子供の部分についての取り組みといえますか、そういうような位置づけが弱いのではないかとことですけれども、そういうことであるとする、そういうものをどう強化をしていったらいいのかということでございます。それと、シルバー、商工会、社協、これをどうするのだ、1カ所に集め過ぎではないかという話ですけれども、これが前から言われていますように、花見台工業団地のそのところ使ったらいいのではないとか、あるいは今話が出ました幼稚園の跡地を使ったらいいのではないとか、いろんな話があります。しかし、今庁舎をこっちにこのところに移して一番言われていることが、それで空洞化をつくったのではないかとすることを一番言われているわけです。それと、もう一つあそのところで必要なのがにぎわいづくりということを商工会でもやっていますし、いろんなそういうようなことを考えていかなければいけない。それには人が集まる場所を外

のところに移して行って、それで町を広げていく、そういうような方向ではないと思う。ちょっと話がありましたけれども、コンパクトシティー話ありましたけれども、やっぱり空洞化になったものをこれから先埋めていくような形のまちづくりが必要なのではないかというふうに思っています。

ですので、できるだけそのところに集めて、それでにぎわいづくりの核づくり、そういうものを考えていったらいいのではないかと、そういう方向であそこのところにそれを集めても、今の公民館のいろんな集会施設というものはコミュニティセンターの中にもとれるのではないかというふうに思うのです。今以上にとれるのではないか。それは、公民館の中で今非常に使われづらい、使い勝手の悪いような状況の部分が今度ふれあいセンターに改築といいますか、新しくできた場合には、今まで以上に使い勝手がよくなるように設計をしていただくわけですから、あるものがすべて使えるような状況も出てくると思うのです。ですので、今まで以上に公民館が狭くなるようなことは決してないというふうに思いますので、そういうものが入っても狭くはないというふうに考えています。ですので、今言いました人のこれからの人口動態、それから地域経営という視点でまちづくりをやっていく、そこに町民の人たちができるだけいろんな層の人たちがかわりを持ってもらうようなまちづくりの拠点にしていくのだ。それには、今公民館だとかいろんな施設でまちの行政のかかわり方が弱いと言われているようなところがあるとすれば、そういうものをしっかり見直した上で位置づけていきたいというふうに交流セ

ンターは思います。

それから、幼稚園の跡地利用ですけれども、売却してもらって市街地の中に置くのでもいいのではないかというお考えですけれども、そこまで今考えておりません。とりあえずあそこのところをリニューアル、リニューアルということではなくて、できるだけ現状に余り手をかけないで使えるような形でおもちゃ図書館を向こうにというような方向で今まで来ているわけですから、今後についてはどういう展開が図れるか、子育て支援あるいは子供についての子供の支援の核づくりといいますか、そういう場所にあそこのところが適しているのか、あそこのところで十分なのかというのはこれから問題で、当面おもちゃ図書館を向こうに行って、あそこのところを拠点にしてやっていただくという方向で考えています。

それから、まちづくり交付金、これをどのようにこれから進めていくのか、ちょっとまち交でいろんなことやるのはどういうことなのだ、それと今までやってきている例えば駅前のポケットパークなんかのやり方についてどうだったのだというようなご意見でございますけれども、まちづくり交付金事業、委員さんがおっしゃったように、今嵐山町でまちづくりをやっていく上で一番有利な補助金ではないかということで、内部でも十分検討して、給食調理場もそうですけれども、そういうものも含めて今一番嵐山町にとっては使い勝手がよくて、そして有利な助成金、助成、そういうようなもので、嵐山町はこれでいろいろなまちづくりをやっていこう、基本を決めたわけですので、それに基

づいてこれからも進めていきたい。それにはいろんなやり方、つくり方という
ようなものに町民の皆さんのご意見をお伺いをしながらやっていくのは当然
ですけれども、そういう形で進めていきたいというふうに思います。

ポケットパークなんかのつくり方というのが地域の人たちもっと聞いたら
よかったのではないかとか、あるいはあそこのところに舗装面が多いとかい
うことですが、当面今までのこと考えてみてもらいたいのですが、あそ
このところが要するに狭過ぎたということなのです。ですので、空間をどうつ
くるかということであそこのところを考えました。ですので、雨が降ったときに
子供の通学のときなんか見てもらいたいわけですが、あそこのところ
に傘を差した子供たちがいっぱいいて、今までと全く違った展開がとれてい
るわけです。そういうことを一番公園、ポケットパークなのですけれども、あ
そこのところでは通学路の整備というか、通学しやすい状況をつくる、あそ
このところを歩いていただく人たちが安心して歩けるような面積、そういうよ
うな線といいますか、面もそうですけれども、線も広げて長くできて、そういう
ような考え方でつくったものでございますので、ご理解いただければと思いま
す。まちづくり交付金は、いろいろご意見をお伺いしながらこれからも制度を
使ってまちづくりを進めていきたいと思っています。

以上でよろしいでしょうか。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ハザードマップをつくるに当たってなのですから、

マンスリーマンションとかレオパレスに住んでいる方がどのくらいいらっしゃるかというのを把握することは難しいのかなと思うのですが、ホテルなんかですと宿泊客というのはホテル側が把握できるのですが、マンスリーマンションというのはこれは本当に難しいかなと思うのですが、でもこれ実際に災害が起きたときにはその方たちも対象になってくるわけですね、町の中で。ある程度の形を把握していくという、数を把握しておかないと仕方がないかなと思うのですが、これは建てたときの世帯数で見ているのか、実際に入っていないところも結構あったり、新しいところはかなり入っていたりいろいろなのですが、それを把握していくということをどのようにしていくか伺いたいと思うのです。

私は、民地の開発がどんどん進んでいますよね。特に川島なんかはどんどん進んでいくけれども、中を見ていくと、実際に歩いていくと逆に言えば空洞化も進んでいるということも言えて、これは嵐山町のまちづくりの方向としてこれから相続の対象になっていったりすると、全部レオパレス的なものが建っていかざるを得ないのかなと思うととても残念に思うのですが、その点もあわせて町のあり方というのを一度見直してみる必要があると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

次に、ふれあい交流センターのことなのですが、ふれあい交流センター、今の公民館よりは狭くはないということなのですが、確かにシルバー人材センターと社会福祉協議会と商工会がそこにくっついたら、

それなりに人は出入りすると思うのです。ですけれども、今後の公民館事業
というのを考えていくと、必要なものというのは調理室と音楽室と工作室、そ
れから大きなホール、そのほかに小さな集会室みたいなものは最低必要で
すよね。私自身は、そこに子供の部分というのを、今嵐山町では放課後子
供事業だけが唯一の子供事業になっているのですけれども、その部分を
持つ場所というのは全然ないのです。その部分は最低でも位置づけない
といけないだろうと考えています。

あとよく住民の方に言われるのは、いろいろな地域で今公民館の中で入
り口のところに、ロビーのところがその役目をしているのかもしれませんが
でも、入ったときに自由に使える場所というのがありますよね、借りていなく
ても。そういった部分もこれからつくっていかなくてはいけないのだろうなと
思うのです。その部分はかなり大きくなると思うのです。それで、皆さんが市
民活動的なことができるような部分が必要になってくると思うのですけれど
も、そうしますとどう考えても社会福祉協議会とシルバー人材センターと商
工会をあそこに位置づけていくと、これからの市民活動の発展にはちょっと
足りない、もっと面積的に広い部分だったらいいのですけれども、その部
分があると市民活動的な生涯学習というのに不足部分が、現状の公民館事
業ではないですよ。もっと発展的なものを考えますと不足するなと思うので
す。シルバー人材センターと社会福祉協議会と商工会というのはまたもうち
よつと嵐山町のメーンのほうの通りに出していくとか、それが考えられるのは

菅谷3号線の事業をつくるときだと思うのですけれども、そういったことも考えて、まちづくり交付金事業は住民参加でもっとモニタリングなりなんなりをしっかりと実施して、それを公開していくということが必要だと思うのです。プランニングの段階ではある程度私たちも知っていましたけれども、事前に議会のほうに説明がありましたけれども、住民の方にはではこれをどうしていくというふうな形の協議とか相談かけというのですか、広聴はしていませんよね。アンケートはいただいたかもしれないですけれども、アンケートはたしか余り来ていなかったというか、意見聴取はなかったと思う。もっと積極的に住民の方の中に入って行ってまちづくりのあり方を考えていくという方向が必要だと思うのですけれども、それは従来のやり方では無理だと思うのです。出前事業ではなくて出前町議会みたいなのを積極的にやっていくしかないのではないかなと思うのですけれども、それをどのように考えていくか伺いたいと思います。

町立幼稚園の跡地利用なのですけれども、当面はおもちゃ図書館をそちらに移していくということで、当面はしょうがないのかなと思うのですけれども、当面そのままになってしまうと、嵐山町の町なかからお母さんと子供の姿というのは消えていくのかなというふうに感じるのです。ちっちゃいお子さんの。大体みんな自動車で移動していますから、自動車でそこまで行くと、帰りは平沢のヤオコーのところで買い物をして帰っていく、そういうパターンがますますできてくるかなというふうに感じるのですけれども、そうするとま

ちづくり交付金事業の中あるいはふれあい交流センターの中、それとももっと本安市街地の中にもう一度位置づけ直していくという考え方を早い段階で持ったほうがよいと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それで、まちづくり交付金事業のこととふれあい交流センターが一緒になってしまうのですけれども、例えば停車場にしてもそうなのですから、停車場確かに多分これから子供たちがあそこにたまる場所ではないと思うのですけれども、つくるのであるならば、空間をどう活用していくかということも頭に入れながらつくっていくというのが国土交通省にホームページに書いてあるまちづくり交付金事業の進め方なのです。その進め方が嵐山町では行われていないかなというふうに感じるのですが、何にしてもそうですけれども、ここも学校給食センターと防災センターができて、ではその防災センターをどのように活用していくのというふうなところでの町民とのかかわり方というのはないですね。できました、ではそれを使いましょうという形でうまく住民の方に参加されて協議されていない。それが好きです、嵐山というふうな形の地域経営にはつながらないと思うのです。の考え方についてもう一度伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、答えさせていただきます。

防災計画に新住民といいますか、新しく、レオパレスの話ありましたけれども、そういうところに入る人たちも含めて計画をしていくべきだということで

すけれども、さっき言ったように基本というのは高齢化、少子化、多世帯化、少人数世帯がふえるということですね、それから人口減少、こういうことが基本なのです。ですから、少人数世帯というのはもちろん今言ったものが入っていますし、ほかのところでもやはり高齢化が進行してお二人の高齢の方の住まい、またそれが1人になってしまうとかいうことですので、町でも見張り事業を強化をしていく、社協でもしっかりやっていかなければいけないと意識していますが、そういうのも含めて防災計画をつくらなければいけないというのは全くそのとおりなのです。

それで、これからそういうものをどう把握をしていくのか確認がとりづらけれども、どうやっていくのだということですが、結局できないのです。できないので、どうするかというのを今地域コミュニティ事業等をして、それで地域づくり、向こう三軒両隣というものを意識をしてもらう、そういうような地域づくりをしていく、それをお願いをしていくということで、社協も含めて行政のほうでもそういうふうに行っているわけです。それで、そういう中でボランティアの人たちが本当にどんどんふえているのです。そういう人たちは、やっぱりやっていない人に比べるとやっている人のほうが地域を意識してくれているわけですから、地域に愛情を持っていただいているわけですから、そういう人たちがいろいろ見たり聞いたり感じたりかかわったり、そういう中で自分が何ができるか、そして地域の中で何を求めているのか、そういう意識が上がってくるというか、上げてくるような事業を、地域づくりをやる以外にそ

という確認の仕方というのはできないのではないか。

それで、そういうものを確認したからといって、ではどうするということになるわけです。計画をつくって、そういう人たちがこういうふう to ウィークリーマンションといえますか、そういうようなところにいるのがわかった。だけれども、さらばどうするということに次なるわけでした、やっぱり地域の人たちがお互いに意識をし合って、お祭りに地域でやったら大勢の人が参加をして、それでどうしよう、こうしようというような話がないと一歩口を出して、その次に足を出して参加をしてもらうという方向にはなかなかいかないと思うので、できるだけ大勢の人たちがいろんなものに地域の中で顔出し、口出し、手を出してやっているようなまちづくりをやっていく以外ないというふうに思っています。ですから、そういうものをできるだけ考えた上で防災計画をつくらなければいけないというのはお説のとおりで、これからもそういう方向で進めていきたいと思っています。

ふれあい交流センターですけれども、公民館事業をより進めた形でやっていくのにちょっと場所が狭くなってしまうのではないかとことですよね。これもこれから新しくつくる施設、交流センターがこれから何年、何 10 年使うかわかりませんが、これも最初に言ったように人口の動向というのは高齢化、少子化、そういう方向でいくのは間違いない、人口減のところに行くわけですから、今もし足りないというか、ぎりぎりというような状況でも、次の段階にはよりすいてきた方向に残念ながらいくのかもしれないし、それ

と同時に、ふれあい交流センターもそうですが、地域にある公民館というようなものをより利用してもらい、活用してもらい。それにはさっき言った地域でのいろんな交流の機会をふやしていく中で中心のここだけでなくそういうところも使ってもらい。そして、ここがいずれにしても核、交流の核づくり。ですから、ここからどんどん発信をいろんなものを出していくような形の位置づけをして、今までの公民館あるいはあそこのところの出張所機能、それからいろいろ入っているシルバー、社協、商工会、そういうようなものも含めて、あそこのところからいろんなものを発信を今まで以上にできるようなセンターにできればなというふうに思っていますし、そういう方向でいきたいと思っています。

それで、それにはだからいろんな情報をとれと、モニタリングをしたりとかいう話でございますけれども、あそこのところを今度改装する、新しくつくるに当たっても公民館の利用者ですとか大勢の人たちにご意見を聞いて、こういう防音の部屋つくったらいいのではないかとか、何人ぐらいの会議室がいいとかというような話もいろいろ聞く中で、設計のほうにもそういうものを生かしていきたい。ですので、足りないと言われるとそうなのかということになりますけれども、私のほうとするとそういうような意見も十分聞いてやっているつもりですので、もし足りない部分があるとすればそういうものをこれからもしっかり取り入れていかなければいけないというふうに思っています。そういう方向で交流センターをつくっていききたいと思っています。

それから、当面の幼稚園の跡地についてはおもちゃ図書館をということ
で考えています。そして、そのところが向こうに行ってしまうと市街地の中
で子供の声が聞こえなくなってしまうよという話は確かにそのとおりです。幼
稚園もなくなるし、そういう状況にはなると思いますけれども、ふれあい交流
センターをもっと今まで以上に子供が集まれるように、放課後子供事業だけ
でなくて違ったもの展開できるような体制を地域経営の視点でやっていけれ
ばなというふうに思っていますので、いろいろまたご意見と知恵をおかりをし
ながら皆さんとやっていければと。

まち交でございます。今のまち交の進め方では好きです、嵐山のような
方向の考え方にいかないのではないか、地域経営にはつながっていない
のではないかということでございますけれども、つながっていないと困るの
です。つながっていくように今展開をしているわけですので、そういうところ
がもし欠けている部分があるとしたら修正をしっかりとしなければいけないし、
そういうものをしっかりしてまち交を使ってまちづくりを進めていきたい。それ
に今言ったような地域経営にしっかりとつなげた形で町民すべての人が参
加をし、しかもその前に参画をしていただいて、いろんな形で一緒にまちづく
りを展開できるような方向に持っていきたいというふうに思っています。まち
交についてはそんなことでございます。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ふれあい交流センターとまちづくり交付金と、それから

町立幼稚園の跡地利用の考え方はともにつながるものなのですからけれども、いろいろ伺っていると、公民館を利用される方のご意見は余りふれあい交流センターの中には入っていないのではないかというふうに言われていて、社会福祉協議会とシルバー人材センターのほうには意見が多く取り入れられていて、商工会もそうですね。公民館利用者の意見というのはすごく少ないように言われているのですけれども、それで公民館の利用者の方は多くはこのままだと公民館の面積が少なくなっていって、そしてただでさえ使い勝手が悪いのに、余計使えなくなるのではないかという懸念を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますよね。

私もそのことは、社会福祉協議会とシルバー人材センターと社協と商工会というのは一緒になっていけば、例えば私はエコマナーなんかを使っていくにはそれはとても有効な考え方ができるかなというふうに思っているのですけれども、でも今の事業展開の中でシルバーと社協と一緒に公民館の中にあるからといって町のにぎわいをふやすというふうには見えないのです。シルバー人材センターや商工会、そして社協に関して言えば、先ほども言いましたけれども、ふれあい交流センターではないもっと町の駅西のメインの通りのほうに持ってくるような考え方や、駅のもう少し別の市街地の中に持っていく形にしていくほうが有効活用が、有効というか、効果的なのではないかなと思うのです。ふれあい交流センターは、そして子供支援センターのようなものですか、おもちゃ図書館はあそこに置いておくという形ですけ

れども、そっちに持ってこないと高齢者と、熟年者と言ったほうがいいですか、熟年者と乳幼児との交流とか、それから小学生や中学生との交流といった形も放課後子供事業ではもっと行われていかなくてはいけないと思うのです。そのところに位置づけていくべきで、シルバーと社協というのは物すごくこれから重要な位置を占めると思うのです、町の中で。その位置づけをし、しっかり行っていないと、本当にこの何年間かが子供が少子化から脱出できるかできないかという時期になると思うのです、日本では。その脱出できるまでの時期の長い期間を支えていくのが団塊の世代たちだと思うのですけれども、それができるような構成には、シルバーと商工会と社協がふれあい交流センターの中に小さくあったら活力としては難しいかなと思って、ちょっと予算が経費がかかることになりますけれども、別の場所で本当に菅谷3号線というのですか、あちらのほうに窓口なり商工会なりを位置づけて、そしてやっていくほうがいいかなと思うのです。

今の停車場に関しても本当にもったいないことを、もったいないという言い方はあれなのですけれども、もうちょっと活用できるような方向が考えられてつくられたらよかったかなと思っているのですけれども、そういった意味で、くっつきますけれども、まちづくり交付金事業を行っていくのにもっと住民の方に参加していただいて、いろいろな発想とか、それから嵐山町の職員だけでなくもうちょっと有識者というのですか、そういった方にも入っていただいて考えていく方向がいいと思うのです。それで、モニタリングをして、その結果

というのを住民の中に発表して、そういうふうな行政と町との交流というのがないので、残念な形に見えてくるのですけれども、その点の展開の仕方を21年度ではどのように行われるか再度伺いたと思います。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、まち交とふれあいセンターの話でございますけれども、21年度ではどうするということですが、21年度ではお示ししてあるような方向で進めさせていただく。その基本が今言ったように、ちょっと渋谷さんのご意見、大変立派なご意見ですが、今こっちが考えていて、その方向で進めていて、計画をしていこうというふうに皆さんにお示ししている内容だと活性化にならないのではないかとということですが、私どもは活性化よりしていこうというふうに思っていますので、そのところでしたいと思っていますのです。今の場所ではできない。ですから、それを駅前の方に移したりなんかしてやったほうがよりできるのではないかとということなのです。駅前といいますけれども、例えばどこのところイメージしているのですか。そういう形で駅前といっても駅前のような状況に今ないわけです、嵐山の中には。ですから、にぎわいづくりをしたいのです。それに、ですから今のところでシルバーも社協も商工会も今度の交流センターの中に続けてやってもらいたい。

それで、駅前に例えば行くとした場合に、どこをイメージしているかわかりませんが、そこのところにまた駐車場を確保したり、その近所にそういうもの

を施設をつくる、あるいは借りるというようなことが今の状況では可能ではないのです。ですから、今のところをいかに有効活用をして、それでにぎわいづくりをしていくか、活性化を図っていくか、町民の利便性、そういうようなものにどうこたえていくのか。それで、さっき言ったように交流の基地としてそこからいろんなものを発信をしていただいて、地域の公民館活動なんかとリンクさせながらまちづくりが図れればというふうに思っています。ですので、そのところが今のまんまでは活性化にならないのではないかと、そのやり方ではだめではないかということですけれども、だめではないというふうに思っていますので、その方向で進めているわけですので、ぜひご理解いただいてご協力いただきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 次に、第8番委員、川口浩史委員。

○川口浩史委員 今度の予算では認められないものとして国民投票システムや幼稚園のバスの有料化、引き続いて入っている道路予算、こういったものが認められないわけですが、しかし私たちの要望したものも数々入っているわけです。耐震や子供医療、障害者バス、生ごみ処理機等々大変町民福祉の向上に寄与する予算編成にはなっているかなという感じはいたします。そういう中で、町長の施政方針の最初にもありますように、リーマンブラザーズの破綻以降の世界的な金融危機、景気低迷、景気悪化、この問題が今日本全国を襲っているわけです。この一番の被害者は、派遣村で大きく報道されましたが、派遣切りに遭った人たちの問題だと思うのです。この問題

も何度もこの予算の中でお話ししていますから、町長には少々食傷ぎみかなと思いますが、大事なことです、きちんとお聞きしたいと思うのです。今回のこの予算の中で緊急雇用だとかふるさと雇用だとかというのがあるわけですが、一体派遣切りの方はどのくらい雇用されるのか、まずその人数を、派遣切りの方ですからね、伺いたいと思います。

それと、あわせて町内の活性化というのにも目を向けていかなければいけないと思うのです。嵐山町だけが大きく活性化というのはなかなか難しいわけですが、今よりも少しでも伸ばしていく、活性化をしていくということをしていくべきだと思うのですけれども、残念ながらそういう予算にはなっていないと思うのですが、何かこれがありますよというのがありましたら初めに伺いたいと思います。

2番目に、国民投票の件です。これは、総務課長がご説明してありましたので、私が申し上げるあれはないのですけれども、平成22年の5月18日以降施行になるわけです。来年の5月18日以降。国会の衆参両院の3分の2以上の議員の発議によってこの国民投票が行われると。国民投票の結果というのは有効投票数の2分の1ということで、例えば30%の投票率であれば15%で変えられてしまうということもあるわけです。18歳以上の国民の15%で変わってしまうわけです。そういうことでこれはちょっとまずいなというふうに思っているのか、まず町長の国民投票に対しての考え方を伺って、その後ちょっと伺いたいと思います。

3つ目に、七小の芝生化なのですが、これを一般質問して、あの答弁では予算化することはないなと思っておりましたが、実際予算化されなかったわけです。いや、内部では少し議論したのだよということがあればおっしゃっていただきたいのですけれども、要は雨が降るとあそこの校庭、グラウンドの泥が流されてしまうと。流されてしまうと、これは課長もご存じのように、七小出身ですから、私なんかも七小出身ですから、岩が出ていて大変けがをしやすいところのわけです。そのために今泥を入れているわけです。その泥が大雨によって流されてしまうと。だから、できるだけ流されないように芝生を、全面とは言わない、泥が流れる部分だけ植えればいいのかという意見もある。言っておきますが、これ私の思いつきではありませんからね。学校の関係者から私は聞いて、それはいい案だなと思って提案したことですから、もし教育委員会のほうでそれをお聞きになっていないというのであれば、金がない、金がないということで言いにくくさせているというふうに思っていますので、お氣をつけたいと思いますが、それもちよっとつけ加えておきますが、いずれにしても七小の芝生化に関してどのような議論をされたのか、まずその点から伺いたいと思います。

4番目に、というより最後ですけれども、嵐山の住民の中には区に入っていない住民も残念ながらいるわけです。できるだけ区に入っていたきたいというのは私の要望でもありますが、それは個人個人のお考えですから、区の宣伝といいますか、区に入るようにというのをもっと広げていく必要がある

と思うのですが、とりあえずそういう住民がいるわけです。そういう方からの要望をどのように取り上げていくということが大事かなと、大事なことだというふうに思うのです。

私が申し上げたいのは、心のケアハウスがありますね。あそこのところに通う人が幼稚園のバスを待っている間もっとスピードを落としてくれればいいのにと親御さんは思っているのですけれども、スピードを上げて通ってくると。今の時期はまだ遊んでいないのですが、これから明るくなるのが伸びてくると遊んでいる時間にスピードを上げて帰っていくということであるわけなのです。そういう住民の声をぜひ拾っていただきたいというふうなことを要望として求めるのですけれども、具体的には一時停止とカーブミラーをつけてほしいという要望なのです。これ総務課のほうにはお話ししてありますから、大丈夫だと思うのですけれども、その要望もあわせてどのように今度の予算の中で町の執行の中で取り上げていくのか、お考えがあったら伺いたいと思います。

ちなみに、心のケアハウスの住民、あそこはかなり反対をされていた人も、なかなかケアハウスさん気を使ってもらっているみたいで、別に何の問題もありませんよということを言っておりました。ただ、夜の10時ごろだったかな、子供をしかって、何か悪いことしたと思うのです。しかって、その泣き声が響いて、どうしても気になって眠れなかったという苦情が1件ありまして、しかることもあるでしょうから、場所を変えていただければというようなことも

おっしゃっていました。ぜひそういうこともありまして、心のケアハウスさんのほうに交通安全でゆっくり走っていただきたいのと、子供をしかる場合、夜の場合ちょっと住宅の近所から離れて子供を指導していただきたいというのを話ししていただきたいと思うのですが、ちょっといかがでしょうか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時47分

○藤野幹男委員長 休憩前に続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

川口委員の総括質疑に対し順次答弁を求めます。

教育委員会小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、七小の芝生化につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

前に川口委員さんのほうからご質問いただきまして、細かい資料なくて申しわけないのですが、そのときにお答えとしてメリット、デメリットがあるという中で芝生化しますと大変、芝生ということですので、そういった中での活動的なことについてけが等が少ないというようなお答えをさせていただいたと思っています。反面芝生化するということは当然諸費用もかかりま

すし、その後の管理費用、こういったものもかかるというふうなことで、現状としては考えていないというふうなお答えをさせていただいたように記憶しております。現状ではそういった考えでいきたいというふうに思っております。

なお、学校関係者から提案ですというようなこともあったわけでございますけれども、議会が終わりますと月に1度ずつ校長会を開いておりまして、議会の状況等についてもご報告等させていただくわけでございますけれども、そういった中では七小の先生からも特にそういったことを職員のほうからも聞いていないというふうなこともございまして、話としてはそういった状況で終わっているというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 こどもの心のケアハウスの関係について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今川口委員お話しのように、大変地域の皆様方のご理解をいただいて、それなりの運営がされているのかなというふうに思っています。先日私もめざせ100歳の事業がここの体育館をお借りしてやっているところに参加させていただきました。そういう意味でも地域との連携と申しますか、というのもそれなりにやっけていただいているのかなというふうに思っています。具体的な今通勤時のスピードの関係だとか、あるいは子供の声の関係だとかいうものにつきましては、施設のほうにこういうお話がありましたというのを申し

上げていきたいと思っています。

なお、一時停止とかカーブミラーの関係でございますけれども、これらについても現地を確認をしながらできるだけ早く実現していきたいなというふうに思っています。

それと、区に入っていない人の要望というお話でございましたけれども、これは何年も前から区長会で一つの悩みの種というようなことがございまして、いろいろ区長会でも議論したことがございました。当面町ができることについては、その時の話ですと、新しく住民になられたときに、おたくさんのところはこういう区に所属していますよというような案内というものを町民課の窓口で申し上げるというふうなことも現在もやっていると思っています。区に入っただけののが一番ありがたいということで、先ほど町長からもお話がありましたように、地域のコミュニティーが薄れる中でやはり自分が住むところの区に入っているいろいろな事業に参加したりとかいうものが大切なのかなというふうに思っています。ただ区に入っていない人の要望については当然私ども直接言っていただいても結構ですし、町民の声等もございます。いろいろご要望等があったらぜひ遠慮なく言っていただければいいかなというふうに思っています。いずれにしても今お話のありましたことについては施設のほうに申し上げていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2点についてお答えさせていただきます。

景気悪化の問題でございますけれども、連日新聞、テレビで報道されているわけですが、依然として底が見えない、先がわからないというような大変不安な状況に陥れられていくような感じがしております。そういう中で、派遣切りの話がありましたけれども、そういうものの人数というような話ありましたが、これは調べるすべが町のほうにはありませんので、わからないわけですが、いろんな流れる情報の中で言われているような派遣村の状況にかかわるようなことも嵐山町の中にもあるのかなというようなことが推測をされるような状況になってきているわけです。ですので、町ではそういうものにどう取り組めるかということで、担当の政策経営もそうですが、産業振興なんかのところでも中小零細の事業者に対してはどういう取り組みができるか、そういった雇用の問題についてはハローワーク等の情報をしっかり町民に伝えられるような体制がどうとれるかというようなことで、担当を通じて今真剣に取り組んでいるところでございます。人数の確認だとか、それからその状況等はどんなぐあいなのかというのがはっきりわからないわけですが、深刻度は時間とともに増してくるのかなというふうに心配をしております。

それから、雇用問題について今度の予算について一部お褒めをいただいたわけですが、この雇用問題についてどう予算の中に取り入れているかということですが、やれる内容についてはどうできるか、しかもそれが同じやるにしても前倒しができないか、あるいはそういうものが地域の特に町内の

ところにどう影響ができるかというようなことで、すべての事業を通しまして、そういうものを念頭に置いた予算執行をするように町とすると考えて実行をしていきたいというふうに考えております。

1番についてはそんなところでございますが、2番の国民投票でございますが、委員さんおっしゃるように平成19年5月18日、日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法が公布をされました。これは国レベルのことでございますが、間接民主制のもとで国民の判断として決められたことでございますので、国民としてこれは守るべきものというふうに考えておまして、町としてできることというのは、委員さんもおっしゃったように、いかにこういうものができましたよ、こういう法律ですよということを周知をして、町民の一人一人の人が誤った判断をしないように、理解を一層深めていただけるように、そういうことをやるのが町の責任だというふうに考えています。考え方というのはそういうようなところでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、派遣切りの問題なのですが、人数についてわからないと。私が具体的に聞いたのは、緊急雇用やふるさと雇用でいろんな予算がのっていますよね。そこでどのくらいの派遣切りの方の人数が雇用されるのかということであったのですが、それわからないですか。もしわかったら2回目でお答えいただきたいと思うのですが。

派遣切りに遭うような人は、特定の技術や資格を持っている人は少ないと思うのです。いわゆる単純労働でないとできないと思うのです。そういう方も、嵐山町がやる範囲は限られていると思うのですけれども、でもそれでも1人でも2人でも雇用できるような仕事を見つけていていただきたいという要望なのですけれども、道路の補修等での、これ東京都はそういうことで雇用するということが記事に載っておりましたけれども、そういうことそのほか幾つか考えられると思うのですけれども、農業部門等々、考えていただきたいと思います。ちょっと伺いたいと思います。

それから、派遣切りの方がもう職がなくて生活費も尽きてしまったといった場合に、何らかの生活補助というのは何かあるのかついでに伺いたいと思います。

それから、町内の活性化の関係なのですが、町独自でやっぱりやっていく事業というのも必要だというふうに思うのです。小川町や、あるいはときがわ町では商品券のようなものを発行するというのを聞いております。やはり町独自で活性化を努力するということを考えてみると、いい案というのは、町内業者にかなり発注するとか等々は考えてみても、ほかのことではなかなか考えつかないわけです。そういう点でやっぱり商品券になってしまうかなと思うのですけれども、商品券の発行をしていって町を活性化させるということもやっぱりやっていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その点のお考えを伺いたいと思います。

それから、国民投票、町長おっしゃっていただきましたので、あえていいのですけれども、要は人気投票的なものにならないで、しっかり見きわめての投票をしていくために、憲法というものはどういうものかというのを知らせていく必要があるわけです。それと、18歳という年齢からの投票ですから、18歳になってなかなか日本人の場合まだまだ大人になり切れていないという面があるかなと思うのです。ちょっと話が余談なのですが、アメリカでは振り込め詐欺というのはほとんどないらしいのです。あるのは日本と韓国、台湾というような国で、アメリカなぜないのかというと、1つは頻繁に親と連絡をとっているというのがあるのですが、もう一つが仮にお母さん、困ったと言っても、あなたはもう18歳になったのだから、自分で解決しなさいと突き放されるというのです。ですから、振り込め詐欺というのはほとんど起きていないということらしいのです。それだけ18歳になったら一人の人間としての自覚が自覚させられるという社会になっているらしいのです。残念ながら日本ではそういう状況になっていないというふうに思います。いかに自覚をしていただいて、憲法そのものもわかっていただいて、その上での投票ということへ結びつけていっていただきたいと思うのです。そのようにしたいというふうにお答えになると思うのですが、一応伺いたいと思います。

3番目なのですが、七小の芝生化なのですが、諸費用や管理費用というのはそれは当然かかるでしょうけれども、それは全面化した場合はかかります、そういうことを。泥が流れる部分だけの芝生化でしたらどうなのでしょう。

草刈るような感じでそんなににかかるのかなと。昔は我々かま持ってあそこの土手を刈ったものですがけれども、ちょっと今状況わかりませんが、いずれにしたってそんなににかかるとは思えないですよ。それより泥が流れて、また泥をそこに盛っていくのだというこっちのほうが無駄に思いますよね。その費用をやっぱり考えていただきたいというふうに思うのです。それと、芝生化による、全面ではないから、余り影響ないですが、温暖化の問題ということも考えての一つの試みとして七小というのは格好の学校ではないかな、場所ではないかなと思うのですが、費用の面、温暖化の面等々お考えいただいて、もう一度お考えを伺いたいと思います。

区に入っていない関係ではわかりました。ぜひよろしく願いしたいと思っています。

○藤野幹男委員長 教育委員会小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、七小の校庭の芝生化ということでお答えをさせていただきます。

今委員さんのほうからも流れる部分のみとか、流出したときの費用を考えればというお話がありました。私どもとしても考えておりますのは、当然七小の校庭高い場所にございまして、そして土の下というのでしょうか、岩形質、岩という形で非常に水はけが悪いと。そういう中で、今お話がありましたように、土の流出とかそういったものが起こっているというのは承知しているところでございまして、そういった意味では私どもとしても何らかの対応は必

要であるというふうには認識しているところございまして、例えば排水関係の整備あるいは校庭の暗渠、そういったものの整備、そういったことも含めまして今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 景気の問題から地域の活性化をどう図るのだということでございます。それに、なかなかいい案もないけれども、商品券の発行なんかはどうなのだろうというご意見です。大変建設的なご意見でありがたいわけですが、今所所のところで商品券の発行というのが新聞紙上をにぎわしております。それで、そういうところを市町村を活発に取り組んでいるところを見てみますと、それなりにみんな事情があるのだなというのがわかるようなところなのです。例えば県内で熊谷市が積極的な対応、取り組みをしているわけですが、熊谷市の消費の流出のところというのが国道あるいは鉄道の関係で高崎のほうに流れたり、東京のほうに流れたりというようなところ、それから町によってはいろんな近くのところの市、あるいはもっと東京のほうに近いところだと東京のほうに流れてしまうとかというような形で積極的に取り組んでいる市、それから町なんかでも地域にあっては積極的に取り組んでいるところあるわけですが、それはその商圏がほかのところと競合をしない、流出をしづらいような中で生きた形でその商品券が使えるような地域というようなものも取り組みが活発なところがあるかと思います。

前回嵐山町の商工会で取り組みを行ったこともあるわけですが、そのころ好成績だったのが秩父なんかがそうなのです。秩父というところは大型店がないのです。それで、買い物というのが地域の中で限られた地域で行われる、そういうものですから、効果が上がるわけです。それで、県でも今進めています、地域通貨みたいなものがあるところでは効率よく使われているのです。ですから、そういうようないろんな事情があるところはやって効果が出やすいわけなのですが、地域の中ということで考えたときに、地域の中なのかもしれませんが、前回やったときには地域の中の商工会関係の中で地元の商工業者に影響が異常に少なかったわけなのです。全国展開の大規模事業所のところに営業所にほとんど流れてしまった、そういうようなことがあるのかどうか、内部的にもどうしたものだろうということは検討をしたわけなのですが、外部からのそういうこうしたらいいのではないかとというようなものが商工会関係等外部から一つも出てこなかった。声が出てこない、そういう状況ですので、今回の場合には嵐山町は特別の対策、取り組みをしなくてもいいのではないかと、特別の取り組みができない、やりづらい状況があるのではないかとというような考え方のもとで静かにしている状況でございます。いい案がないというようなこと全くお説のとおりでございます。

それから、国民投票法の関連ですけれども、人気投票になったらとか、憲法というものを余りよく理解しないで行動してはというような懸念をお持ちのようですけれども、今国あるいは県でこれから行っていこうというのは国

民投票法というのができましたよ、これは憲法改正のときに必要な法律なのですよという法律の内容をこれから3月あたりから、今月ですね、県では何かパンフレットを配布をしたりするようですが、憲法を具体的にすぐ変えようというような状況に、国会がああいうような状況ですから、すぐすぐというようなことでもないかもしれませんが、そういう法律ができましたよという周知をこれから始めるというような状況だそうです。ですので、先ほどお答えをさせていただいたように、町とすると同じように法律ができましたよ、これはこういう法律ですよということをできる限りの周知をして、町民の人に理解をしてもらう方策をとっていきたい、現状ではそういうような状況でございます。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 商品券の関係なのですが、派遣切りのほうはぜひ努力して町でできるだけ探してやっていただきたいということで、要望にとどめておきます。

商品券の関係なのですが、前回振興券を配って、ああいう形でありまして、これは何かの場合は今でしたらヤオコー行ったりベイシア行ったりカインズに、大半はそこに使われるというふうに思うのです。どこの自治体だったかな、ちょっとテレビでやっていましたので、記憶にないのですが、売り場面積を制限して、売り場面積の小さいところしか使えない商品券の発行をやっているというのを報道していたのです。なるほどなとそれ見て、最近ですが、思いまして、そういうのでしたら嵐山でも小さいお店で使っただけ

るのではないかというふうに思うのです。いかがでしょうか。そういう制限つけたものであれば町内の活性化というのはできるのではないかというふうに思うのですが、伺いたいと思います。

国民投票については、今の国会の状況を考えて、すぐすぐということになるかと考えると、なかなかならないかなとは思っています。ただ、近く衆議院が行われるわけですが、その衆議院の選挙を受けてある程度の3分の2は残念ながら改正側がとってしまうかなという、そういう危惧、私頑張って、我々は頑張るのですけれども、そういう状況が結果としてなるかなと思います。これは民主党の中でもかなり改正派というのは多いですから、そういういつなるかわからない。応募は来年の5月18日以降いつでもできるわけですから、18歳と、18歳だけではないですけれども、以上の方に対しての周知、憲法というものをぜひ知らせていっていただきたいと思います。これ要望で結構です。

最後に、芝生の関係なのですが、ちょっと矛盾するのです。芝生を植えると諸費用や管理費用がかかってしまうと。何らかの対応ということで、何と言ったかな、側溝とおっしゃったのですか。側溝か暗渠だと。これは、側溝や暗渠のほうがもっとお金かかってしまうわけで、1回かければかなりその後はいいですけれども、でも10年、20年かかったって芝生だったら暗渠の費用もかからないものではないでしょうか。そうではないですか。これちょっと教育長に伺いたいと思うのですが、こういう矛盾したことはまずいです。

それから、校長から聞いていないというのですが、町が金がないと言っているから、なかなかやはり言いにくい状況あるのだと思うのです。喫緊の課題を優先させますから、喫緊の課題ではありませんから、とりあえず校庭の泥が流れるなんていうのは、やはり言いやすい雰囲気、雰囲気だけではないな、も含めて会議というのはつくっていただきたいと思うのですが、これは要望でいいですけども、もう一度七小の芝生化については伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 先ほど課長が答弁したように、委員さんのご提案につきましては川口委員さんの最初の芝生化の出発は泥が流れて非常に危険であるというのが出発ですので、まずその防止についてどうか、その中でご提案の芝生が可能かどうか、あわせて課題として今後検討させていただきます。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 商品券について具体的な方法ご提言いただきました。本当に1つのこと何かやるにしてもやはりしっかり突っ込んで考えていかないといけないなというふうに思います。それも一つの方策だと思うのですが、前回の振興券のときに大型店舗に消費者の皆さんが多く流れたという状況あるわけですね。それで、現在でも嵐山町の商業の状況を見たときに、やっぱり大型店に多く流れていると思うのです、現状。そういう中で売り場面積

を制限をして商品券を発行して、それで幾分プラス分をつけてした場合でもそれ売れるかどうかということも一つの問題があるわけです。それと、消費者の皆様にごっちに誘導するわけですね。売り場面積の小さいところでどうでしょうということが、町民全体の消費者の皆様方のことを考えた場合に、そういうことを行政がとることというのはどうなのだろう。やはり消費者の利益になるのだろうか。自分とするとここのところで買いたいのだよ、だけれどもごっちに行ったらこういうあめもつきますよ、プラスもつきますよということでやるわけですが、そういうことが消費者の志向に合うのかどうかということ考えたときに、どうなのだろうという疑念もわいてきます。ですので、特にこれは実際にかかわる人たちの商店の皆様方、商工会の皆様方、それから消費者の皆さんがどういうことかわかりませんが、現状ではいい案ですが、とるのに難しいかなというふうな考え方をいたします。

それから、国民投票ですが、先ほど来お答えをさせていただいてますように、町ではやれることをきちんとやっていく、やらせていただく、そういうことでお願いをしたいと思います。

○藤野幹男委員長 最後に、第9番委員の清水正之委員。

○清水正之委員 私3点についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、第1は介護保険関連でお聞きをしておきたいというふうに思います。介護保険については、4月から大きくまた変更になるという形になります。認定基準、認定の方法についても変わるし、それから認定項目についても削

減されたものが 14 項目ある。また、新たに認定される項目が6項目あるということで、全国的には介護度そのものが軽くなるという、平均で 20%ぐらい軽くなるというふうに言われています。

そこで、1つは介護保険に外れた人たちを町はサービスの提供をしています。同時に新年度の予算を見ると、このサービスそのものが減額になっています。介護保険会計を見たときにどうかということになりますと、介護保険会計の中でも減額になっているということになっている。だとすると、介護保険で見られなかった人たちが今後ふえてくる。それを町は一般事業として見ているわけですから、一般会計の中の介護に対するサービスがふえてこなければいけないというふうに感じますが、介護保険の中のサービスそのものが減額になった分は、対象から外れた分は一般会計で見えるようになっていきますから、一般会計のサービスがふえてこなければおかしいというふうに思います。そういう面で新年度予算を見た場合に、持っている人は見ていただければというふうに思うのですが、103 ページの例えばホームヘルプサービスが前年対比で減額になっています。同時に老人のデイサービスも減額になっているということになりますと、サービスの後退が行われているのではないかというふうに感じるのですが、その内容についてまず確認をしておきたいというふうに思います。

それから、嵐山町は介護保険料を一般会計で減額をしています。当初介護保険の利用料の減額については第1段階から第3段階まで減額がされて

いました。この第3段階というのは、基準額になっていたわけです。それで、前回の改正のときに第5段階から第6段階にふやした。今回の改定で第6段階から条例改正があったわけですがけれども、第6段階から第8段階までに改定をしたというふうになっています。ただ、今までの一番当初の利用料の軽減については第1段階、第2段階、第3段階ということでの減額措置がとられていたために、介護保険料の階層区分を階層を変えたために、基準額の人が10%利用料の軽減があったものが基準額の人がなくなってしまった、該当から外れてしまったということになっています。私は、そういう面ではこれは一つの後退されてきた部分なのかなと。同時にそのまま生かすのであれば、その階層区分を6段階にした時点で第4段階まで基準額を該当させるということであれば、第4段階まで利用料の軽減を図るべきではなかったのだろうか。今回の条例改正の中でも基準額ということであれば、第4段階の利用料の軽減を条例提案をするべきではなかったのだろうかというふうに思っています。そういう面では、なぜそれができなかったのかまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

2点目は、企業支援課の対応についてお聞きをしたいというふうに思います。先ほど町長は派遣も含めて調べるべきがないというふうに言われました。そこでまず、私は企業支援課の仕事の一つとして、企業誘致をするだけではなくて就労のあっせんができないだろうかというふうに考えました。この間就労支援の方法を何とか実施してほしいということではいろいろな形で提案

をしてきました。今ハローワークのほかに就労支援のあっせんをしているのは高校と大学です。実は職業安定法の中に地方公共団体が行う無料就業紹介事業ということで 33 条の4項にこういうふうに書かれています。ちょっと読んでいきます。地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉のサービスの利用の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策、その他該当区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する政策に関する業務に附帯する業務として、無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生大臣に届けて当該無料の職業紹介事業を行うことができるというふうに書かれています。同時に、先ほど言いましたように、この 33 条の2項には無料紹介事業として学校、専修学校、職業能力開発促進法 15 条の6項、これはよくわかりませんが、そういう施設等々書かれているわけです。そういうことであれば、町が職業就労支援のあっせんをするには、33 条にこういうふうに書かれているのです。無料の職業紹介事業を行おうとする者は厚生大臣の許可を受けなければなりませんというふうに書かれているわけです。町が、地方公共団体がこの法律を使って職業あっせんの許可をもらえれば、職業あっせんそのものが町が今度は企業支援課の中でできるというふうになっています。そうすることによって今町内の働く労働者そのものの把握も当然できてくるというふうに考えるわけです。そういう面では、企業支援課そのものが、あるいは町そのものが厚生大臣の許可をとって就労支援のあっせん事業をこの企業支援課の中でやって

いく方向があるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、地域雇用創出推進事業の活用ですが、地域雇用創出事業についてはまだ町は予算計上がされていないと思います。おおよそ町には4,400万がこれから何らかの形で入ってくる。そういう面では、予算審議の中で休職されている先生が1人現実にはいる。また、今までも休職をしていた先生も復帰をしたとはいいいながらそういう状況があったということです。同時に今菅小、菅中そのものの学校の生徒の問題等も出てきています。幸いにしてさわやか相談室が菅谷中学校、玉ノ岡中学校にあるわけですが、この事業を使って補助教員あるいはさわやか相談員の設置を町単独で行っていくという考えがあるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上3点。

○藤野幹男委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 私のほうからは、103ページの委託料の関係でお答え申し上げます。

ご指摘いただきましたようにこのホームヘルプサービス、それからデイサービスの委託料、介護保険非該当の方に対するサービスでございまして、ホームヘルプサービスでは前年度に比較いたしまして29万6,000円ほど、そして老人デイサービス運営事業のほうでは93万6,000円ほどの減額になっているような状況でございます。この減額の理由でございますけれども、

平成 20 年度の実績に基づく減額でございまして、その主な理由といたしましては、これをよく利用されていた方が介護認定をされ、介護保険の適用になった、あるいは入院をされたというような理由でございます。これから、サービスの低下になっているのではないかなというようにご指摘でございますけれども、仮にこういったようなサービスご利用される方がいらっしゃった場合には、補正をさせていただきながら対応させていただくということでございまして、サービスの低下ということでは考えてはおりません。

以上です。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えいたします。

私のほうから3点目の地域雇用創出推進費につきましてお答えをさせていただきます。これにつきましては、町が雇用創出につながる事業をする場合に、地域の実情に応じてこの費用を使って実施できるというものでございまして、平成 21 年と 22 年の2年間これが地方交付税に算入されてまいります。先ほど清水委員さんがお話しのとおり、計算しますと嵐山町 4,400 万円でございます。これについては、現在まだ地方交付税の中に掲載しておりませんが、地方交付税につきましては7月の上旬に額の決定が来ますので、その後補正をさせていただいて増額をする予定でございます。それで、雇用創出推進費につきましては、来ましたら一度基金に積み立てをして事業展開をしていくということになります。基金に積みまして、必要な事業を住

民の方に周知しながら事業展開をしていくということでございます。

それで、先ほどさわやか相談員の先生の関係とか、菅谷中学校、小学校の臨時の教員の関係などでもし必要があるのであれば、そういうものにも使うことは可能でございます。ただ、町といたしますと、教育委員会のほうでは今のところこういう先生とかさわやか相談員さんの町単独分を必要というお話はまだ承っておりませんので、とりあえずは基金に積ませていただいて、この雇用の事業につきましては創出事業でございますので、補正予算ないしは 21 年度当初予算に組み込みをしていく、どちらかになるかと思います。一般的にはうちのほうで考えておりますのは、22 年度の当初予算で雇用創出の費用に使えればということでございまして、今現在町では雇用創出の事業展開としますと、かなりまちづくり交付金事業で展開をしておりますので、この費用につきましては 22 年度予算で事業展開ができればと考えております。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 企業支援課に関するご質問でございます。企業支援課の動き方といいますか、中に就労支援、就労あっせんを取り入れていくべきだ、それで具体的に今お話しの無料紹介事業というものが手続をすればできるのだという話でございます。それをやるかどうかということですが、大変やるということはいいいことだと思うのですけれども、実際今の嵐山町の状況で

時々というか、前回のときも清水委員さんからご質問いただいてご提言いただきましたけれども、職のあっせん、紹介というのはやっぱり何ととっても情報量だと思うのです。情報量が嵐山町でそういうようなものをしたときにどこまで収集ができて、雇用あっせんのできるような体制が拡大できるかということだと思うのです。現状では、やはりハローワークを活用して、それでそれをどう事業にすることができるかということだと思うのです。ですので、現状はハローワークの情報をしっかり流していくと、それでハローワークから流れてくる情報の中に嵐山町の企業なんかも入っているのです。嵐山町ですとか小川町、滑川町、この近隣の企業の募集状況というものが入ったものが定期的に流れてまいります。それを今入り口のところに置かせていただいているのですが、そういうものを活用していく、より入ってきた者に遅滞なく周知ができるようにああいう形で今のような状況で取り組んでいきたい。

それで、そのほかに企業支援課として雇用を確保するような形の事業展開をやっていくべきだということですが、全くそのとおりでございます。企業支援課を考えた中に企業誘致というのはもちろん一番最初に取り組まなければいけないことですが、企業誘致をするためにはいろんな企業回りもしなければいけませんし、情報がいろんな出て歩く中でとれたり調べられたり、いろんなものが入ってくると思うのです。そういうものを活用して雇用の確保、それからその中でどういうものを必要としているのか、これからどういう来年度は事業をこの会社はやっていくのかというような情報等もとれると思いま

すので、そういうものをしっかりとった上で就労支援のほうに結びつけられればというふうに思っております。ですので、おっしゃるとおり就労支援についてはそういう形で企業支援課の大きな仕事のひとつとして位置づけて取り組んでいきたい。

それと、先ほどの無料紹介事業については、今のところもしそれをやってもなかなか難しい、効果が上げづらい状況なのではないかなというふうに考えています。

利用料拡大の件ですけれども、今話をさせていただいたように、サービスの低下というものをもたらさないような.....

〔「利用料の拡大じゃなくて、利用料の軽減があるわけですか。利用料は1割ですけど、町単独で利用料の助成をしているんです。軽減助成」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 嵐山町で予定をしておりますのが480万円を助成を予定をしているわけです、21年度。それで、それがちょっと低いのではないかとということでございます。それがおっしゃるような形でより増額ができればいいわけですけれども、第4段階のところは1,136人を対象に拡大をしていくとなると、約100人の増というようなことに推定されるわけですが、そうしますと予算化をそういう形でとった場合に480万円が1,000万円くらいになるわけなのです。そういうことが今の状況では大変厳しい状況でございまして、

今後の課題として検討していきたいなというふうに思っております。それで、そのような状況がありますので、今回の場合にはおっしゃるような対象が組み込めなかったと、組み込まなかったということでございます。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 利用料の軽減については、今までは第3段階については介護保険料の利用については1割、介護保険で1割ですね、その1割分の10%を町が補助しますというふうになっていたのです。それはご存じだと思います。それがこの制度をつくったときに第1段階の人については100%、第2段階については30%、第3段階については10%ということで、そういう面ではこの制度創設したときに県内でも第3段階まで拡大している町村は少なかったのです。それだけにそういう形で私たちは評価をしています。この第3段階は、利用料1%について10%町が補助しますという形で作り上げたものなのです。そういう面では、利用料の10%を補助できたのは基本額の1.0のところなのです。それが先ほど言いましたように前回の介護保険制度の改正で階層を5段階から6段階にしたということで、町の第3段階はそのときどうなっていたかという、基本額ではなくて基本額に対する75%の人なのです。そういう点では、基本額の人たちが利用できなくなってしまったということになるわけです。今まで第3段階だった人たちが今度は第4段階に移ってしまったのです。

同時に今回もそういうことですね。第4段階があるのですけれども、第3

段階という規定があるために、特例の第4段階と第4段階が当初受けられた利用料の軽減が受けられないままで改正になってしまったという経過なのです。だとすれば、第3段階までで基本額の人が受けられていたわけですから、少なくとも基本額の人たちを受けられるようにしなければならないと思うのです。これは、階層をふやしたために利用者からすると解約されてしまったという結果なのです。だとすれば、やはり基準額の第4段階まではもとに戻して受けられるようにするべきだというふうに私は思います。要するに前回の改正前までに戻すというのが私の主張です。そのことについての考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、20年度から比べて20年度の利用、サービスの関係ですけれども、20年度を考えて当初予算をつくったというふうに言われました。しかし、この4月から既に介護保険制度は改正をされるということで、これは定時の改正ですよ。臨時の改正ではありません。だとすれば、今この介護保険そのものが全体的に認定基準が変更されるということになって、介護保険から除かれる人がふえてくるということなのです。軽度に変更される部分が2割から3割に当たるだろうというふうになっているのです。だとすれば、補正ということではなくて、この部分は当初から見込まなくてはならないのではないかとこのように思うのです。介護保険制度で、介護保険の中の利用料も減額されているのですけれども、除かれる人たちが今度は2割から3割ふえるということであれば、そんなに多分ふえないと思いますけれども、いずれ

にしても介護保険から除かれるということなのです。その部分が一般事業でふえてくるわけですから、一般事業そのものが増額されなければならないのに、この予算の中では減額なのです。そういう予算の見積もりをしているわけです。そういう面では、補正で対応していくというふうに課長はおっしゃいましたけれども、既に受けている人もいるわけだし、当面はこの金額で推移をしながら補正をしていくということなのだと思いますけれども、やはり予算でその部分をしっかり見ていかないと、ではこれからの予算の中でそれが足りないということになれば、受けられていた人たちも受けられなくなってしまう。一般事業でやる枠がふえるわけですから、その部分はやっぱりきちっと予算に見るべきだというふうに私は思います。考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、企業支援課の問題ですけれども、情報量の把握というふうに言いましたけれども、いずれにしてもこの許可というのですか、をとれば今度はこちらからハローワークに問い合わせをするのではなくて、ハローワークからこちらに情報を流してくれると思うのです。それは、今の高校でも大学でもそういう形になっている。だとすれば、積極的にこの許可を受けて、ハローワークの情報そのものを積極的にもらうというシステムに私はなるのだろうというふうに思います。そのことによって嵐山町だけではなくて県内の、あるいは全国の情報 that とれるというふうに思うのです。そういう面からすれば、以前検索システムの質問をしましたけれども、そういうような情報がこの許

可をとることによって今度は町の窓口で十分対応できるというふうに私は思います。だとすれば、新しく企業支援課を立ち上げたわけですから、この許可を積極的にとって、町自体が就労支援のあっせんについてそういった姿勢をきちっと示すべきではないかな。そのことによって必然的に町内の雇用そのものの状況も把握ができる。また、働いている人たちの把握も十分できるのではないかというふうに思うのです。だから、私はぜひ、そうしたものが法的にもできるということになっているのだと思いますから、それを町の中に導入していただきたいというふうに思います。

それからでは、最後ですけれども、地域雇用の推進費の問題ですけれども、教育長さんにお聞きをしておきたいというふうに思います。私は、先ほど課長の答弁ですと教育委員会からそうした要望は聞いていないという話がありました。特に菅谷小学校の問題も今いろいろな問題が出されてきています。少なくともこの事業については限定の事業ではあるのですけれども、そうしたものをやはり教育委員会として積極的に活用していく、このことによって学校教育を、また子供たちを守っていく、そういうことが今求められているのではないかというふうに思います。ぜひ教育委員会サイドからもこの活用を考えてほしいと思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 総括質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

既に再質問が終わっていますので、順次答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

私からは、非該当の方のホームヘルプサービス、デイサービスの関係の減額の関係です。先ほどご指摘いただきましたように、平成21年度には認定基準の変更が行われることとなります。これにつきましては、既に要介護認定モデル事業ということで全国の市町村が、1,626の市町村なのですが、件数にして3万817件のモデル事業を実施いたしました。その中でご指摘していただきましたように1次判定、これコンピューター判定でございますけれども、現行とモデル事業の判定が一致した割合というのが57.6%、モデル事業のほうが現行の判定より重度に判定された方が22.6%、軽度に判定された割合が19.8%、それから2次判定、これは審査会の判定でございますけれども、一致した割合が63.2%、それから重度に判定された割合が16.7%、軽度に判定される割合が20.1%ということで、先ほどのご指摘では20%ぐらいが軽度に判定されるだろうというご指摘でした。逆に申し上げ

ますと、重度に判定される方も16.7%いらっしゃるということで、差し引きいたしますと国ではこの判定基準の改定に伴って1次判定、2次判定ともほぼ現行の審査判定と同等であるというふうに考えられるという結論を出しております。そういうことで私どものほうも21年度の予算段階において現行の20年度の実績見込み数値を計上させていただきまして、減額となっているものでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 地域雇用創出推進費補助金の活用についてお答え申し上げます。

委員さんからは、菅谷小学校と菅中学校についての問題を抱える児童生徒の対応として、教員の支援ということでこちらの活用をというお話でございましたが、問題を抱える児童生徒の対応としては、1点目はお話のありましたさわやか相談員というのは、2年前までは県単独事業だったのが補助事業になりまして、予算お認めいただきまして、それまで1名だったさわやか相談員を2名に増員していただいた。大変助かっております。

それから、今年度につきましては菅谷小学校の6年生、問題行動のある子への対応で学校が大変困っているということで、9月補正をお願いしまして、町単独で菅谷小学校に学習支援員を配置させていただきました。これまた大変ありがたいことでした。なおかつ県に働きかけまして、県単で学級運

営改善のための非常勤講師の配置をお願いしたところ、県でも配置を認めていただきました。

21 年度、間もなく始まるわけですがけれども、これにつきましてはこれも県に働きかけまして、菅谷中学校、6年生の問題傾向の子が入学してくるということで、直接私も何回も出向いていきまして、教員1名ふやしてほしいと、生徒指導のために。菅谷中学校には、21 年度教員1名生徒指導のためにふやしていただきました。なおかつ菅谷小学校につきましては今小1問題、中1ギャップとか中1問題ありますけれども、小1問題というのがありまして、小学校へ入学するときに基本的な生活習慣だとか問題行動があったりとか、その件でこのほどモデル調査研究事業を始めまして、菅谷小学校指定を受けまして、1年間調査研究のために非常勤講師も配置していただいたと。なおかつスクールカウンセラーという臨床心理士の資格を持ったカウンセラーを中学校に3週間に1回だったところ、菅谷中には毎週1回お願いしますよということで、これも認められました。したがって、体制としては21年度の体制、県単措置で何とか動けるのですけれども、さりとて子供のことでいつ何どき何があるかわからない。そうした場合、委員さんお話しのように、こうした補助金の活用などを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 介護保険の件ですけれども、大変清水委員さん理解が深く、細かく説明いただきながら質問いただいたわけですが、全く内容はそのとおりなのですけれども、ご承知のように今ご質問いただいたように前期、第3期、そして今回第4期ということですが、このところでは変化がない、同じような形でございますよということなのです。それで、委員さんおっしゃるのはその前の第2期になるわけなのですが、3期から4期というところはそのままの形で進めさせていただきたいというのが基本的な考え方でございます。それで、そういう中で内部でも検討したわけですが、近隣の町村においてもこういう減額の措置等をとっていないところ、あるいは県内を見てもとっていない市町もございますし、また嵐山町でとっているような割合、これ以下で対応しているというようなところもありまして、嵐山町も県内においても低いほうではないような地域の状況でございますので、どうかご理解いただいて、今のような状況のまま話を説明させていただいた内容で進めさせていただきたいということで、ぜひご理解いただきたいと思います。

それから、ハローワークの件、先ほど話ありました職安法の33条の4という例の件、無料職業紹介所の件なのですが、これ休憩時間に担当に調べていただきまして、資料を取り寄せてもらったのですが、確かにそのような形でもできるわけなのですが、大変細かい制約がありまして、いざということになると大変難しいのです。難しいというか、制限がいろいろあります。事務所

に関する要件とかというのを見ると、位置だとか面積、構造、設備、職業訓練を行うのに適切であること、位置がまた事業所として広さはどうか、いろんな条件がございます。そして、何より大変なのが個人情報の保護ということがこのことが大変で、これに当たる職員というのは限られて、それでそれに対する指導というようなこともありますし、当たる人が限られているということなのです。ですので、それと場所においても限られた形の中で行う、個人情報が漏れないような形で行うというようなこともありまして、今言ったような条件が大変厳しい、そういうこと考えると、今考えている企業支援課の状況とこっちとリンクさせたときにうまくあいになるのかなということもありますし、それからハローワークとの連携という中でハローワークと情報交換というものはないそうです。これはこれということですので、別にハローワークの今までと同じような形でやらないと情報は入ってこないということなので、現状ではちょっと今までどおりハローワークを活用して雇用促進を図りたいというふうな方向で考えております。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 介護保険の軽減の問題ですけれども、そういう面では今さらということもあるのかもしれませんが。そういう点では、前回の改正のときに十分検討ができればよかったのだなというふうには思っています。ただ、そうはいっても今までサービスを軽減を受けていた人が3期以降受けられなくなっているという実態もあるわけです。そういう点から考えると、私は

気がついたときに直すというのも一つの方法かなというふうに思うのです。

確かに全県的には町長言われているとおりなのです。この介護保険ができたときに、1割負担というのが重度になればなるほど相当重という中から、全県的にも利用料の軽減を図っていこうということで取り組んできたのです。

そういう面で利用料の軽減措置が全県的にもかなり進んできたのです。そういう経過の中で町単独の軽減措置がとられてきたわけです。そういう面からすると、やはり介護保険の利用料の1割負担そのものがこの導入時に対して非常に重度になればなるほど重くなるという傾向もあったわけです。そういう面では利用を抑える傾向が出てきやしないかという中から、町村が独自で利用料の補助をしていこうというふうになってきたわけです。

嵐山町そのものは、先ほど言われたように、多くの自治体が第1段階、第2段階という中で、今も第3段階までやっている市町村そのものはそれほど数は多くないと思うのです。それだけやっぱり介護保険の利用者からするとありがたい助成制度だったのだらうなというふうに思っているのです。その制度がここにこの時点でなくなってしまう、利用が外されてしまうというのは、これもまた介護保険を充実させていく上では復活させて利用を促進していくというのも一つのやっぱり町の姿勢なのではないかなというふうに思うのです。

そういう面からすると、私は今の時期が見直しの時期に当たるわけだし、このときに直していければというふうに思うのです。そのことによって町の介護保険そのものが充実してくるのではないかなと。利用料そのものもなかなか

か上がってこない段階もあるし、ここで先ほど認定のシミュレーション、話をしてもらったように、いずれにしても20%の人たちは介護保険から除かれる可能性が強い、20%の中の何%かわかりませんが、その人たちは介護保険から除かれる人であるし、より重度の人たちが1次でも22.6%、2次では16.7%ということで、重度の人がより重くなる可能性もあるということであれば、その利用をより促進するためにはやはりもとに戻した軽減措置を再度設けるということも町の施策の一つではないかなというふうに思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、職業あっせんの問題ですけれども、1つはやっぱり公務員というもののそのものが秘密保持の義務を負っているわけですし、そういう面からすれば個人情報の保護そのものについては公務員そのものが既に公務員という名の中で該当してくるのではないかなというふうに思うのです。今までもいろいろ提案をしてくるけれども、なかなか実現できないというので、非常に歯がゆい面があるのですが、いろんな条件そのものがあるにしても、やはり町の方角としてそういった方向を認可を得るというのも一つの働いている人たちの職業あっせんという面でやっぱり町が努力していく方法の一つなのかなというふうに思うのです。どうもやっぱり提案してくるけれども、なかなかそれが合致しないという面があって非常に歯がゆいのですが、とはいいいながら今の状況そのものが非常に雇用の問題にしてもなかなか正職につけない、あるいはパートの人たちや臨時職員の人たちについても今それこそ職につ

けることよりも首を切られるという形のほうが多い中で、町がどういうふうな形で企業支援課そのものを活用し、そうした人たちのための施策をどう構築していくのかあわせて再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 介護保険の関係ですけれども、先ほどお話ししたような状況で進めてぜひいただきたいと思います。それで、今委員さんのほうがいろいろお話がございましたけれども、確かに今まで先進的な形で取り組みをさせていただいていた中で、なお一層これを進められればそれにこしたことはないわけですけれども、いろんな経済状況もございますし、厳しい中での予算を組み立ててまいりましたので、ぜひご理解をいただいて、先ほど来説明させていただいているような状況で今年度は進めさせていただきたい。そして、今後においてこれは課題としてそういう方向がとっていければなおいいわけですので、県内においても先進的な町だと言われるような対応が将来とれるような方向で課題として持っていきたいというふうに思います。

それから、職業紹介の件ですけれども、いろいろ制約がある中で特に個人情報という話をしたわけですが、公務員はみんなこの仕事だけではなくて個人情報には気をつけなければいけないということになっているわけですので、それはそのとおりなのですが、これは罰則も仕切ってみたいな形のことが書いてあるのです。それで、そういうことになりますとその中のところにおいて対応をしなければいけないとかいうことになると、人的な面を考えたりした

り、あるいは企業支援課が目指している仕事の内容を効率的にやっていくということになると、その仕事に何か手足をとられて、ほかのところに影響が出るようなことが起きはしないかとか、いろいろ考えられるわけですが、動き回って逆に雇用の場を見つけて歩くとか、あるいはいろんな形のところに出て情報をとってくるというようなことをする方向でこの事業所をつくるのをカバーできるような形で企業支援課が生きた動きができる、そういう方向でいきたいと思うのです。そのために今回はこの件は見送りをさせていただきたい。

今委員さんおっしゃるように、いろんな形のご提言をいただいているわけなのです。ハローワークの窓口ができないかとか、本当に積極的な意見いただきました。今回もそうです。これも係に調べていただきましたら、県内ではそういうところはないというような大変先進的な案でございますので、大変ありがたく承るわけなのですが、今後においてもこういうようなご提言をいただいたことをもとにいたしまして、雇用の問題あるいは職業紹介の問題につきましても一層取り組んでいきたいというふうに思います。今後もしいろいろまたご指導いただければというふうに思います。ありがとうございます。

○藤野幹男委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第 17 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 1時53分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第 18 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 234、5のページなのですが、保険税の関係で980万円
余り減るという予想なのですが、これはこの資料の24ページに世帯数では
大幅に減っていくから、こういう結果に結果的には減額になったのか、ちょっ
とこの図と減額のご説明をいただきたいと思います。

それから、資格証の発行数、また短期証の発行数をお聞きしたいと思います。

それから、次のページ、236ページ、7の療養給付費交付金が5,600
万、5,700万円ぐらい減額ですが、これは次の歳出のところにも出てくるわ
けですけれども、出てくるというのは歳出では246ページ、一般被保険者療
養給付費、これは1億円からふえているわけです。こっちはふえているのに、
交付金が減っているというのはどういうことなのか伺いたいと思います。

それから、250、51の出産育児一時金なのですが、38万円を20人分だ
ということで計算したということなのですが、新たな国の決めた金額というの
があると思うのですが、それを入れないというのはなぜなのか伺いたいと思
います。

それと、256、7の特定健診の関係ですが、今年度まだ終わっていません
が、一番最新のデータで人数とパーセントを伺わせていただきたいと思
います。

それと、その上、疾病予防費なのですが、これががん検診等の保健事業に
要する経費だということで100万円から減っているわけです。がん検診等の

対象人数が減ったのか、あるいは検査項目が減ったのか、この減額になった意味を伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、ただいまの川口委員さんの 234、235 ページ、ここの国民健康保険税の 979 万 9,000 円減額、この理由について説明させていただきます。

これにつきましては、21 年度は 75 歳以上の方が後期高齢に移りまして、その人数で約 200 人、世帯で約 60 世帯ですか、これが移行になりましたので、ここにある約 780 万円が減額になったというものであります。

以上です。

○藤野幹男委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、資格証明書の発行件数ということでございます。資格証明書の発行件数につきましては、2 月末現在ということで申し上げたいと思うのですけれども、14 世帯でございます。それから、短期証の発行世帯、こちらが 195 世帯でございます。

続きまして、236 ページの療養給付費交付金、こちらの減額の理由ということでございます。それから、歳出のほうでふえているのというご指摘でございました。こちらの療養給付費につきましては、退職者医療制度、退職

者の関係の退職被保険者に対する療養給付費の見込みに対して交付がされるものでございまして、5,600万円減っておりますけれども、こちらにつきましては内訳としますと退職被保険者の療養給付費の見込みの減で1,850万、それから退職被保険者の保険税の減で357万9,000円、老人医療費拠出金分の減額ということで1,866万7,000円、これが減額の内容でございます。

一方、歳出におきまして1億円ふえているという話、これは248ページだと思っておりますけれども、こちらの関係の1億円がふえておりますのは一般被保険者の療養給付費でございます。こちらの一般被保険者につきましては、確かに1億ほど当初予算から比較しますとふえているという内容になっております。247ページでございますね。247ページの一般被保険者の療養給付費が1億700万ふえてございます。こちらにつきましては、3月のこの間お願いいたしました補正予算、こちらでも当初予算に比較しまして6,600万ほど増額をさせていただきました。そのときにもちょっと申し上げましたが、一般被保険者の療養給付費につきましては若干やっぱり伸びの傾向にある。今回予算計上に当たりましては、2通りで計算をして予算を見込んでおります。1通りにつきましては、この金額につきましては段階、年齢別に平均の年間の支給額、それに年齢別の伸び率、これも実績に基づいた伸び率を掛けまして計算した金額が今回予算計上させていただきました9億1,466万5,000円という金額でございます。もう一方、再算定といいましょうか、も

う一つの計算方法としましては、現在補正予算でお願いいたしました金額、20年度の最終予算でいいますと8億7,300万ほどになっております。これと比較いたしますと約4,000万ほどふえているのですけれども、実は20年度の当初予算におきましては3月の支給分、こちらは退職者医療の方が含まれておりまして、それが一般のほうに移られたということで、4,000万ほど実は20年度の3月分は一般被保険者の療養費が減っております。その4,000万を足しますと約9億1,000万という金額になるということで、2通りの方法で計算をして一般被保険者のほうの療養費については計上させていただいたというものでございます。ですから、減額の内容と一般被保険者の分は内容がちょっと違っておるということでご理解いただければと思います。

それから、出産育児一時金の関係でございます。出産育児一時金、今委員さんおっしゃられましたように、国のほうの方針といいましょうか、1月から産科医療制度が始まりまして38万円になりまして、さらに21年度は4万円ほど増額をする予定、これは私どもも承知いたしております。ただ、この改正につきましては10月ぐらいからの改正予定というふうに聞いておりまして、まだ法が改まっているということではなくて、方針でそのような形で進むという情報でございまして、当初予算につきましては38万円のままで計上させていただいております。また、法が整備されましたら9月等の補正、これは条例等の改正も伴ってまいりますと思いますので、その辺につきましてはまた改めてお願いをするようになるのかなというふうに思っているところでござい

ます。

続きまして、特定健康診査の関係でございます。現状はというお尋ねでございました。特定健康診査、ページでいきますと 257 ページでございますが、予算計上をさせていただいております。21 年度予算につきましては 20 年度と比較しますと 300 万ほど増額をさせていただいているところでございます。20 年度の目標値、こちらは 30% ということで見込んでおりまして、対象者は 40 歳から 74 歳の被保険者の方ということで、対象者数としますと 20 年度は 3,783 人でございます。これの 30% ですから、1,135 人が一応目標値の数になるということでございます。それで、実施結果でございますが、実施結果としますと 1,188 人の方が受けていただいた。ただ、内容には特定健診で受けていただいた方と人間ドックで受けていただいた方、この方も含まれておりますが、1,188 人、31.4% という達成率でございます。

それから、続きましてがん検診等の予算でございます。がん検診につきましては、内容が変わったのかと、また対象者数がどうかというお話でございました。内容につきましては、特にがん検診の内容で変わったものはございません。ただ、人数的なものにつきましては、20 年度の実績を見ましてふやしたものと減らしたものがあるということでございまして、例を申し上げますと、例えば胃がん検診でございます。胃がん検診につきましては、前年度の予算では 140 人計上しておりましたが、今回は 110 人ということでございます。また、逆に肺がん検診につきましては、前年度は 100 人でございまし

たが、今回は110人という形で、特に内容は変わっておりませんが、実績に基づきましてある程度人数の増減をした結果が若干金額的には下がったということでございます。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。それで、現在の資格証明書の発行数は14世帯だということであったわけですがけれども、この方たちが悪質な滞納者であれば仕方ないと思うのですけれども、子供のいない滞納世帯については12月議会、9月議会でしたか、質問しておりますけれども、医療を受ける必要があり、支払いが困難であると申し出た場合は短期証を交付すると政府は表明しているということで、これの通知は恐らく来ていると思うのですけれども、町の政策といいますか、もこれに従う、地方分権だから、従うというのはおかしいのですけれども、これと同じ考えでやっているのか。そうすると、この資格証明書の発行数14世帯というのが支払いが困難であると申し出た人はいないのか伺いたいと思います。

それと、特定健診の関係なのですが、256、7ですね、嵐山目標を超えているわけで、目標を超えているのに、さらによくしろというのも言いづらいのは言いづらいのですけれども、ただ町民の努力によってこういう健診というのが進んでいるというふうに理解をしたほうがいいかなと思うのです。ペナルティーの関係では、目標値から見れば超えているわけですから、いいの

ですけれども、さらに引き上げていくということをやはり目標は持っていった
いただきたいというふうに思います。今度は 40%を目指すのだということ
あるわけですね。人数も 1,500 人ということで。それで、埼玉県内で特定健
診を有料にしているところが 32 団体、32 自治体、無料が 38 なのです。無
料のほうが埼玉県内では多数になっているわけです。これご存じですか。ご
存じではないですか、県内が。そういうことなのです。これ埼玉県の後期高
齢者広域連合が調べた結果です。そういうことで近隣ではどうかというと、
小川町と川島町が無料と、比企郡内ではこの2つが無料ということです。で
すので、嵐山町も無料化へ進めていくべきだというふうに思うのですけれど
も、これを課長に聞くのは酷ですので、責任ある方にお答えいただきたいと
思います。

○藤野幹男委員長 それでは、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 資格証明書の関係についてお答えをさせていただきます。

資格証明書、今委員さんのほうから国から通知があったはずだけれども
というお話をいただきました。中学生以下の子供に対する短期証の発行、こ
ちらにつきましては当然前回の議会でもご質問いただきましたとおりでござ
いまして、町も承知しております。また、その後国のほうからさらに一般の方
へもそれに準じて十分な対応を図るようという通知はいただいております。
ただ、この趣旨というのは子供の中学生以下の無料化、これは制度として

あったわけですが、一番の基本になる趣旨というのは機械的な発行を行わない、その実情をよく把握して、そして個別の対応を図るようという内容でございます。今委員さんの中からそういった申し出がなかったかというお話でございます。実際前回から世帯数が減っております。この世帯数の減の中では、生活保護というふうに移られた方もいらっしゃいます。それから、完納された方がいらっしゃいます。それから、転出された方がいらっしゃるということで、町といたしましては、窓口といたしましては、こういった皆様方につきましてはぜひ機械的な運用をせずに、個々具体的にそれぞれのケースに合わせて相談に応じたいというふうに考えておりまして、そのことについては今後も変わらないというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 特定健診の無料化の件ですけれども、県内で無料化のほうが多いという話がありましたけれども、これも首長会の集まるときに時々話題になることでございます。それが何が話題になるかというのは受診率なのです。受診率がどんぐあいになるだろう、みんな大変だ、大変だということになっているわけです。それをどうクリアをしていくかということで、その一つの策として、苦肉の策として無料化というようなことをやっているわけですが、嵐山町では今委員さんもおっしゃったように幸い今のところいい率で来ておりまして、現状今までどおりの形で進めさせていただければというふう

に思っております。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、資格証なのですけれども、この 14 世帯については悪質なのかどうかというのは大変大事なことになるのです。前から私も申し上げていますように、悪質なら仕方ないというふうに思うのですけれども、政府のほうが機械的な運用をしないということではどういう点言っているのかちょっとわからないのですけれども、子供のいない世帯でも資格証の発行というのはやめて、短期証のほうにかえるべきだというふうに通知を出しているということであるわけです。そういう点でしっかりと政府の言っていることを理解して執行部のほう執行していただきたいというふうに思うのです。そういう点で悪質な滞納者なのかどうか、14 世帯をどのようにお考えになっているかちょっと伺いたいと思います。

それから、特定健診なのですが、これ今度国保会計に持ってきたわけなのですけれども、健診率が上がるかということでの関係では、上がる可能性は私は高いのではないかなと思うのです。有料より無料。ただ、自分の体のことですから、ちょっと悪いと思えば積極的にそこは有料でも診てもらおうということはしているのだらうというふうに思うのです。中には、私も最初からこれ言ってしまうとあれなのですが、非課税世帯だけを対象にした無料化をやっている自治体もあるわけです。やはりお金がなくて行っていないというのがあったらそれはやはりまずいわけで、健康を害するまで何もしないという

のはやっぱりまずいわけですので、早目の措置をとっていただくためにもいろんな工夫があると思うのです、無料化も。ぜひお考えいただきたいと思うのですけれども、再度伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 資格証明書の関係でお答えをさせていただきます。

委員さんのほうから悪質かというお話がありました。悪質という言葉何か余り、難しい言葉だなというふうに思うのですけれども、一つの私どもの判断でございまして、最初に申し上げておきたいのは、資格証明書をいきなり発行することはないということでございまして、以前のご質問でもお答えしたかと思うのですが、資格証明書に至る前に嵐山町では短期証を前提としておりまして、短期証を交付をし、その中で納税相談あるいは今現在納められない理由等がある場合には弁明書等を出していただきながら、そういったものに応じていただいている方について資格証明書は出しておりません。短期証を交付をしながら2年ないし3年経過をし、相談してきた結果そういったものに応じていただけないという方について資格証明書を発行しているという現実でございまして、何らの弁明の機会もなしに、あるいはそういったことでいきなり資格証明書を発行するということはしておりませんので、前提としては短期証を前提として、その中で資格証明書をやむを得ず出しているというふうにご理解いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 特定健診の無料化の件ですけれども、医療、福祉、介護、年金とか、そういう問題で将来が安心感というか、不安感が一掃されるような国の中で対策がとられていけば安心していろんなものができると思うのです。そうでない段階ですと、今言ったように特定健診を無料化にしたらいいいのではないとか、あるいは介護保険で先ほどのようなところをもっと減らしたらいいいのではないか、ふやしたらいいいのではないか、いろんな問題というのが個々には出てくると思うのです。だけれども、今年金、健康、福祉、介護、そういうような問題というのはふやせばどんどんふやしたくなる部分なのですが、今やらなければならない、ふやさなければならないところはどこなのだ、そのところを手当てを強くするだけで現状とすると今大変いっぱい、いっぱいの、どこもそうだと思うのですけれども、いっぱいいっぱいだと思うのです。嵐山町においてはどこを今やるべきだということで、そういう中でやるべきことを予算化させていただいた状況で、ここのところをどっちがいいのだといえば、無料がいいのは決まっているわけなのですが、そういう状況で今までどおりの形で進めさせていただきたいということでございまして、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

○藤野幹男委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 それでは、2点ばかりお伺いいたしますけれども、保険税、とにかく景気がこんなに状況がますます悪くなっていますから、大変なわけですが、収納率は93%だということですよ。この収納率の目標は目標ですから、厳しいのではないかなと思っているのです。今後、国保だけではありませんけれども、収納体制というのはどんなふうに、何か強化するようなことも考えているのかどうか、その点、ここだけでなく、ここで国保の関係聞きますけれども、お願いいたします。

それから、もう一点、259、保険税の還付金が72万円ほど増加の計上がしてあるのです。これは内容的にはどんなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、お答えいたします。

まず、収納率の関係でございますけれども、見込みが93%ということでございまして、19年度決算が、これが一般被保険者の国民健康保険税分、これにつきましては93.28%という実績でございました。したがって、これに近い93%を見込ませていただきました。ただ、介護給付分、これにつきましては91.13、これが19年度決算の数字でございまして、93%というのは努力しないと難しいかなという、そんな感じもしております。特別な徴収対策というのは特に考えてございません。現状では現在の体制で同様の徴収方法等で行っていきたいというふうに考えているところです。

それから、259 ページですか、還付金の関係ですけれども、これにつきましては現在 20 年度 10 月までの実績をもとにしまして約 60 万円ですか、これが 21 年度はふえるのかなという、20 年度実績をもとに計算した数字でございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 担当課も厳しいという見方、収納率ですか、国保税だけではないと思うのですが、今までも収納率のアップはなかなか大変なことであったと思うのですが、これに対する収納率、これからそれを、これで一般会計もそうですが、税收予測を立てているわけですね。これに対する対応について執行部のほうも副町長なり町長なり税収納に対する考え方を前年並みでやるのか、幾らか考えるのか、その辺のことなのですけれども、聞ければと思いますけれども。

それから、還付の関係なのですが、10 月の時点で実績がということなのです。これ具体的に 10 月の実績がこんなに上がってきたというその主な理由は何なのですか。72 万も前年度よりかふえるのですけれども。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 還付金についてご説明いたします。

これは、さかのぼって過年度の還付金、こういったものも出てきまして、それで額がふえているということでございます。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 収納率の件ですけれども、これも大きな課題でございます。特にこういうような経済状況を迎えてしまったわけで、より大変厳しい状況でございます。知事室に行くと収納率のグラフのあれが張ってあるわけなのですが、県でもこの1%で幾ら、1%になると幾らということで、本当に神経をひりひりしながら収納に当たっている。どこのところもそうですけれども、厳しい状況で対応していきたいということですから、その対応の仕方、収納の仕方というのも高利貸しを取りに行くような形のものというのは、行政ですから、もちろんやらないわけでありまして、相手のご意向を伺いながら、そして子供さんなんかいるときには厳しい話はそういうところではしないで、また違うときに出直したりとか、あるいは違った方法でやるとか、そういうような相手をすごく意識をした状態でやる。それには一番ご理解をさせていただかないことにはいただけないわけです。理解をさせていただくような方法をとるわけですが、こここのところに来て出てきたというのは、所得が途切れてしまうような状況があらわれてくるのではないかと。ですので、理解は進んでいても、わかっているけれども払うものがないのだというようなことというのは起きてくるのではないかなと思うのです。

ですので、こここのところで収納を強化をするといっても、やり方というのは本当に難しいのです。どういうふうにやったらいいのかというのはそれぞれ手探り、どうやったらいいか、みんなそういうことを考えているわけですが、今

までの場合町で取れないものというのは、ほかの税もそうですが、県のほうにお願いをして県税のほうを県の専門家にお願いをするとか、あるいは差し押さえを強化をするとかというようなことで対応して、少しでも上げたいということがあるわけですが、ここのところで収納率が低くなってくる、難しくなってくるというのは、そういう強いことができるかどうかということも考えなければいけないと思うのです。ですので、相手方を考えながら、相手の状況をお聞きをしながらできるだけ協力いただく根気強いお願いをひたすらしていく、そういうふうに担当の皆さんにご苦労いただくわけですが、そうしてお願いする以外ない、大変苦慮している状況でございます。

○藤野幹男委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 今町長からもありましたが、確かに状況が極めて厳しくなればなるほど収納率上げるのは大変ですが、それだからこそなおやっぱり体制をとっていかないと理解をしてもらわなければどうしようもなくなってくるのですから、恐らく収納が大変になってくるかなというふうに想定します。それはやはりお願いに何回も行かなくてはならないと、そういう状況が起こってくるのではないですかというとらえ方をしているので、それに対してはやっぱり違った考え方をしていけないといけないのかな。体制ですよ。収納の体制を。1回で済んだことが2回も3回もお願いしなくてはならなくなると。その辺のとらえ方は、おっしゃることはわかるのですが、その点どうなのですか。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりだと思うのです。ですから、今までよりより誠意を尽くしてお願いをする。それで、今庁舎のほうでできることというのをこのところの機構改革も含めて考えているのは、土曜開庁の拡充というのを計画しています。忙しい中で納付に来ていただくのに土曜日も休みを少なくして納めやすいような体制をつくろうではないかと、せっかく来ていただくのだから、土曜日も休みをやる開庁をふやしていこう、そういうようなことにも取り組んでおります。ですので、行っていただくこと、あるいは来ていただくこと、そういうものも回数を重ねないとできないと思いますが、委員さんおっしゃるように、誠意尽くしましてご理解いただいて納付が進むようにこれからも一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 次に、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出いただいておりますが、1名であります。

第9番委員の清水正之委員。

○清水正之委員 2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

1つは、先ほど話があった短期保険証の交付の問題です。短期保険証の交付については、政府が20日の日に閣議決定をいたしました。その内容

は、医者にかかりたいのに医療費の一時払いが困難な場合、世帯主が市町村の窓口はその旨を申し出れば短期保険証を交付するという閣議決定であります。したがって、この閣議決定をきちっと遂行していけば無保険者は基本的になくなるというふうになってくると思います。内容は、いわゆる資格証明書である10割でかかるお金がない場合は短期保険証を交付しなければならないという内容だというふうに理解します。したがって、子供保険については4月1日から子供の保険証については交付をするというのが国会で決まりました。恐らく4月1日からの未交付というのは嵐山町でもなくなるだろうというふうに思っています。したがって、もう一つの資格証明書の扱いについても、この閣議決定をきちっと町そのものが実施をしていけば、資格証明書の交付も基本的にはなくなり、保険証を持たない人はいなくなるというふうに思うのです。そういう面では、今国がそういう方向に進んでいる中で、町についてはどういう方向を目指していくのかまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは今この不況の中で実は2月に入って私ときがわで短期保険証を交付していただきました。それで、医者にもかかっていただきました。この人は、医者にかかる3割の負担がないのです。これをこれからどうしようかということでまたときがわと交渉しなくてはならないのですけれども、もう一件は嵐山町の中でも保険証は持っているのですが、かかる費用がないということで、福祉課の職員、それから国保の職員もお世話になりな

がら何とかかかっていたいただきました。そういう面からすると、もう一つの方法として町では高額医療の貸付制度が創設をされています。利用がどうなっているかはちょっとよくわかりませんが、もう一つ一部負担金の貸付制度が果たして町でできないものだろうかというふうに考えています。件数的には非常に1年間通してもあるかないかわからない状況だとは思いますが、現実の問題として私は2回2月にそういった場面に遭遇をし、対応をしてきました。そういう面では、ぜひ町に高額医療と同じような一部負担金に対する貸付制度、3割負担の窓口で払うお金のない人に対してその貸付制度が創設できないかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、資格証明書の関係でございます。国の閣議決定があったという委員さんのお話でございました。その内容でございますけれども、資格証明書を発行している方について医療にかかりたいという申し出があった場合には短期証をとということでございます。現実的に、今委員さんのほうからお話がありましたように、本庁におきましてはそういった相談があった場合にはやはり運用上短期証を発行しているという現実も今までもございます。そういったことについては、その趣旨をしっかりとらまえて、そして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

一部負担金の貸付制度、こういうものをつくれないうことでございます。大変先ほどから言っているように厳しい状況なのです。それで、今もちょっと話がありましたけれども、収納率の向上というものをどうするかということで、短期交付証だとか資格証だとかいうことになっているわけです。税の説明、納税をぜひしていただきたいというその説明の機会をふやす、あるいは理解をしていただく、そして納税の平等感というものを失わないような形にしていくということで短期保険証、資格証というのが生まれているわけですが、そういうものをやっている中でもなかなか収納率が上がらない状況の中で、今言ったような厳しい状況に置かれている人が出てきてしまっているわけです。先ほどから言っているように、健康にしろ年金にしろ医療、介護、そういうものに将来展望がしっかり描けない、閉塞感が打破できない、国で抜本的な対策が示せない、そういうような状況だと、何かあれもこれもやらなければならない状況というのが地方自治体、地方のほうに押し寄せてきてしまっているわけなのです、実際問題として。接している最先端の部分ですから、いや応なしに押しつけられてしまうわけです。そういう中で今言ったようなことも起きてきてしまっているわけなのですが、現状では嵐山町の中でそういうものを取り組んでいって、すぐすぐという考え方はございませんが、国のセーフティーネット、最終的にはそこのところをお願いするより現

状ではないのかなと思うのですが、今委員さんがご提言の内容についてもこれからどういう状況が町としてとれるか検討をしたいと思いますが、すぐ実施をできるという状況ではございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 短期保険証については、基本的に交付するという話でぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、一部負担金の貸付制度ですけれども、これは嵐山町で実際にあった、私もその相談に乗って何とか医者にかかってもらった経験があるのです。だから、そういう面では嵐山町の町民の中で1人でもそういう人たちがいるのだとすれば、それはやはり何らかの形で手を差し伸べるのが行政ではないかというふうに思います。これは、民医連の関係病院で調査をした結果ですけれども、受診のおくれで31人が死亡しているという調査結果が新聞報道にありました。その内容については、資格証明書が発行された人の死亡は7人、無保険者の人が11人、短期保険証が発行された人が13人ということで、先ほど私言いましたように、短期保険証をとりあえず発行すれば医者にかかる条件は出てくる、3割でかかる条件は出てくるというふうに思うのです。しかし、現実には保険証を持っているにもかかわらず、お金がないために医者にかかれないという人がいた場合に、町はどう対応しているのか。たまたまその人は障害者の人ですから、重度医療で一部負担

金については返ってくるから、その部分のお金で返すという約束の中で受けていただきました。しかし、国保の場合についてはそういった返済の方法ではないわけです。保険証を持っているということは、保険料を納めている人ですよね。しかし、医者にかかれないという状況が生まれてきています。だとすれば、町が一時一部負担金を立てかえる制度をつくる、それは私は当面基金を取り崩してでもやはりそういう制度をつくっておくべきだというふうに思います。そのことによって町民が安心して医療にかかれる状況ができるのではないかなというふうに思います。一部負担金ですから、金額的にはそれほど多い原資がなくてもいいと思いますし、そういう人たちが数多く出てくるといっても考えられません。したがって、基金を取り崩して条例を整備をして、そのことによって私は今の国保財政の中でも十分対応はできるというふうに思います。100 万も 200 万もそれに充てるということではなくていいというふうに考えています。ぜひそうした制度を早急につくり上げてほしいというふうに思うのですけれども、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 清水委員さんの言うことというのはよくわかるのですが、今のシステム、制度というのをやっぱりこれはだれかがつくっているというのではなくて、みんなで作っているものであるわけです。と思うのです。それで、それにはそれぞれの人たちがそれぞれの責任を最低限度持ち合わさないことには制度を維持していくということとはできないと思うのです。ですので、

やっぱり払うべきは払う、払えない場合には違った形のセーフティーネットがあるわけですので、それを活用する、使ってもらう。そして、おっしゃるような状況というのはよくわかるのですが、ただ今この時代ですから、どういう状況が起きてくるかわかりませんが、友人、知人、親戚関係、そういうようなところの人たちのご協力をいただいたり、午前中に話がありましたけれども、地域の中あるいはそういう人たちとの協力をいただきながら自分での責任も持っていただく、それでその上で言うことはやっぱり最終的なセーフティーネットが必要なのかな。ただ、それともう一つ嵐山町でも考えるべきだということですので、これから今言った一部負担金の貸付制度、医療だけではないわけです、こういうようなことというのは。ですので、そういうことも含めて町のほうでは課題として検討をしてみたいと思いますけれども、すぐわかりましたというような状況で今返答ができないのは大変申しわけないと思います。ご理解いただきたいと思います。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、私は命の問題だというふうに思うのです。その部分を町がどうフォローし、守っていくかというのは、それこそがやっぱり行政の根本にあるべき姿だというふうに私は思いますけれども、だから貸付制度ですから、それをお金を上げなさいという制度ではないですよ。いづれ返してもらおうという制度です。補助金で交付する、あるいは負担金で交付する、そういう制度ではなくて、今ある基金の中を取り崩してその一部負

担金の貸付制度の原資にすればすぐにでもできる話です。その人にお金を与えようということではなくて、貸し付けるということですから、原資だけ基金を取り崩して制度をつくっていけば十分にできる制度だというふうに思うのです。国保会計の中の予算の一部を使えば、町はそれこそ払う気がなくても財源を必要とする部分はないわけです。そういう面では私は少なくとも、それがどのくらいの人たちが利用するかどうかはわかりません。そういう制度があるかないかによって町長が言われるセーフティーネットではないですか。いつでも役場に行けばその部分は貸していただける、短期保険証も交付してもらえる、そして安心して医療が受けられる、命を守れるという、私はそういう制度をつくってほしいというふうに思います。3回目ですから、もう一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 内容よくわかりました。その上でお話をしますけれども、今貸付制度という話がありました。貸し付けなのだから、あくまでも貸し付けなのだとすることで、なくなってしまうのではないのだということでございますが、貸付制度というのは確かに貸付制度なのです。だけれども、一番底のところはどういう形で運用されて、どういう結果が出るかというところまで考えないと、やっぱり制度を創設するというわけにはなかなかいかないと思うのです。今こういう経済状況の中で国で特別な制度で保証協会に全部あれをして、申し込みしたものをできるだけ金融危機に対応できるような形で貸し付けを

しなさいという特別制度があるわけです。だけれども、そういう中だけれども、金融機関がはい、わかりました、全部全部貸し付けをしない場合も起きてきているという話があるわけですが、国が持つ分、それと金融機関が持つ1割ですか、2割ですか、あるわけですが、そういう部分を考えると、金融機関でも保証協会が保証していてもなかなか貸し付けが進まないというような場合が起きてきてしまう。そして、現に前回のときの保証協会に保証してやった場合の要するに最後まで決済がならなかった金額というのは、やっぱり数10%起きてしまっているのです。そういうようなこと考えると、やっぱり貸付制度とはいっても最終的なことまで考えた上での創設を考えないといけないのではないかということもありますし、先ほども言いましたように、本当のセーフティーネットのセーフティーネットみたいな話になりますので、そういうことも踏まえてこれから嵐山町として考えていきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第18号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時10分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第19号議案 平成21年度嵐山町老人保健特別会計
予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第19号議案 平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算議定
についての件を採決いたします。

本件を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第20号議案 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特
別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ち
に質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 296、7の保険料なのですが、昨年から1,900万、約
2,000万円ぐらいの減額になっているわけですが、高齢者はふえて
いるわけですね。このなぜ減額になったかというのは、そうすると年金80万

以下の世帯に対する均等割の9割軽減、それと153万から211万円の人に対する5割軽減、これがあるから、これだけの減額になったというふうに見てよろしいのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、特別徴収というのは100%徴収であったのかどうか、普通徴収は何%の徴収であったのか、最新のデータが出ておりましたら伺いたいと思うのですけれども、それでこれが何%見ているかを伺いたいわけなのです。

それと、未納者数というのは何人くらいいたのでしょうか。ちなみに、その未納者に対するペナルティーというのが昨年問題の一つになっておりまして、いわゆる資格証の発行になるということなのですが、ペナルティーがどのようになるのか、何か通知が来ておりましたら伺いたいと思います。

それと、普通徴収の口座振替というのは嵐山町ではどのぐらいの割合でできているのか伺いたいと思います。

それから、次のページで後期高齢者広域連合への納付金なのですが、642万9,000円の減額なのですが、これは保険料が減額になったということと減ったということとよろしいのか伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、保険料の減額の理由でございます。こちらにつきましては、川口委

員さんおっしゃいましたように、特別対策、延長されたもの、それから拡大されたもの、今委員さんのほうから内容についてはお話をいただきましたけれども、そういったことが影響して減額になっているというふうに理解しております。確かに被保険者数につきましては若干 20 年当初よりもふえておりますので、その内容で減っているというふうに理解をいたしておるところでございます。

それから、特別徴収、普通徴収の収納率というお話でございます。特別徴収につきましては 100%でございます。それから、普通徴収、これは最後のいわゆる未納の方との関連出てくるのですけれども、未納者に関しましては、まだ普通徴収の関係が7月から普通徴収が始まっているわけございまして、その段階からの未納者というのは現在4名ぐらいかなというふうに思っております。ただ、これが直接長期にといいましょうか、これを未納というふうに、確かに未納は未納なのですけれども、これがいわゆる資格証明等の発行にまで至るような未納なのかどうなのかというのは、ちょっとまだ見きわめづらいのかなというふうに判断をいたしております。特に第7期なんかですと、今までも7期は 15 人ぐらいいらっしゃるのですけれども、大体今まで滞納の通知を出したり、もしくは特別対策がございまして、特徴から普徴にかわったりという、そういった方もいらして、要は特別徴収で取られていると思っていたよというような方もいらっしゃるわけですし、そういった方にはなるべく連絡をさせていただいて納めていただいているという対応を今し

ておりますので、これが慢性的な未納なのかどうなのかというのはちょっとまだ判断しておりません。そういったことでございます。

それから、資格証の通知の関係でございますが、資格証明書の関係につきましては、通知として今来ておりますのは基本的な方針という形で来ておりまして、資格証の発行につきましては国民健康保険と同じような形で、基本的には1年以上の滞納があった方について資格証明書を発行していくのだという広域連合の条例になっております。ただ、前提としますと、先ほどもご質問いただきましたように、短期証を前提としながら個々具体的にまずは実情、それを把握をして、そしてやっていくのだという考え方でございまして、今後の予定なのですけれども、年度内といいますから、この3月でございまして、に一応広域連合のほうから資格証明書の取り扱い基準交付要綱というものが示されることになっております。まだその要綱は手元に参っておりません。その中でもやはり基本的には短期証を出しながら実情に応じて対応していくというような内容になるのではないかなというふうに理解をしておるところでございます。

それから、広域連合への納付金の減額の関係でございます。こちら委員さんのほうからお尋ねありましたとおりでございまして、いわゆる保険料の減額によって納付金が減っているということが原因でございます。

口座振替の割合でございます。今これも委員さんのほうからお話がありましたように、口座振替につきましては口座振替を前提として普通徴収とい

う、今現在は特別徴収と普通徴収と基本的には口座振替による選択性が拡大されましたことによりまして、ほとんど選択性と言ってもいいような状況になっております。実際に普通徴収でお願いしている方につきましては大体3割でございます。特別徴収が7割、普通徴収が3割ということで、今年度の予算につきましてもその割合で予算の普通徴収と特別徴収の割合を計上させているところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。それで、国がそういうふうな減額措置をとった点は、昨年大きな批判が出ましたので、9割軽減、5割軽減というのが出てきたのだと思うのです。ちなみに、これだけの減額になって、これをカバーするのは国のほうから来るということでよろしいのでしょうか。町の負担というのはふえるのかどうかちょっと伺いたいと思います。

それから、未納者4人というのが、これが未納者ではあるのだけれどもということで、継続的な滞納者になるかということではまだ今後見きわめたいということですが、そうするとこの4人の方どんな理由で、差し支えなかったら、納められていないのか伺わせていただければというふうに思います。

あとはいいです。

○藤野幹男委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 まず、国の特別対策に対する財源ということでござ

います。こちらにつきましては、特別対策に関する財源は国が持つということになっております。

それから、未納者の方につきましては理由はということでございますが、まだ理由というのはわかっておりません。ただ、先ほど来申し上げておりますように、やはりこういった未納の方についてはある時期を見ましてこちらからアポイントをとるということで、その実態もこういった理由なのかということも今後ある時点ではお話をさせていただくというふうには考えております。今はつかんでおりません。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第 20 号議案 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時24分

再 開 午後 3時26分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第21号議案 平成21年度嵐山町介護保険特別会計
予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 今度の介護保険は、保険料が6段階から8段階になったわけですね。全体的にはむしろ私は下がるのかなと思ったのですが、金額が特別徴収の場合引き上がるわけですね。というのは、6段階は途中で分けたらいいのですから、高い金額を取っていたわけですので、それを分けた関係で下がるのかなと思ったのですが、ちょっと保険料、特別徴収が上がって普通徴収が下がったこの理由を伺いたいと思います。

それから、これちょっと質問ではないのですけれども、1人2万円の介護報酬が引き上がるということで、基金の積み立てを今度するわけなのですが、3%の。3%では実際は2万円はいきませんよというのが関係者の言うことらしいのです。では、どのぐらいすればいいかというと、5%以上していかないと1人2万円の賃上げは難しいということでありますので、一応そういうことはおわかりしているのかもしれませんが、わかっていていただきたいというふうに思います。国が引き上げと言ったのは一歩前進であります、国の言った金額には余りならないのかなというふうな感じもしますので、これは要望といいますか、意見だけです。

それと、介護保険の基金の残高を一番新しいものを伺いたいと思います。今度の予算で最終的なのは幾らになるのかもわかりましたら伺いたいと思います。

それと、一般会計で出ていることなので、ここで質問していいか、委員長のほうでだめだと言えれば結構なのですが、105ページの、これ質問しましたけれども、介護保険の利用者負担助成事業の補助金というのがあるわけですよ。県からの。これは、昨年も質問しましたが、一回も使われないでいるわけです。なぜ使われないのかというのは、非常に使いにくい面があるのか、あるいは執行部のほうの努力が不足しているのか、その辺は担当課としてやっぱり精査する必要があると思うのですけれども、ちょっとその辺の状況伺えればというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 ちょっと川口委員に申し上げますが、ただいまの 105 ページの件は一般会計のほうの件なので、ご遠慮願いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えいたします。

初めに、315 ページの関係の第1号被保険者の保険料の関係でございます。特別徴収保険料でございますけれども、21 年度見込んでおりますのが 3,864 人、それから普通徴収保険料でございますが、374 人、合計いたしますと 4,238 人でございます。前年と比較いたしますと 194 人ふえている状況でございます。307 万 2,000 円ほど今年度は前年度に比べて伸びておりますが、これが人数がふえているのが増加している原因ということでございます。

それから、317 ページの介護給付費の支払い準備基金の関係でございますが、これは利子がここに載っておりますけれども、基金の残額ということでございます。平成 20 年度末で基金残高が 5,610 万円ほどになる予定でございます。それを次の平成 21 年度から平成 23 年度までの3年間で 1,454 万円を取り崩すというような予定をしているところでございます。1,454 万円取り崩した後の残は 4,156 万円となるものでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 332 ページになるのですけれども、高額医療合算介護サービス費というのがあるのですが、これ国保のほうにも同じものがあつたのですけれども、国保の場合は前年度は科目設定だったのです。介護のほうは今年度新規事業という形で出ているのですけれども、どちらを利用者の方が選ばれるかというのがあると思うのですけれども、高額介護サービス合算でどちらを申請されるかということがあるかと思うのですけれども、これ多分高額合算サービスというのは居宅サービスの方が使われるのだと思うのです。具体的には介護と医療とどちらの部分のほうが金額的に多くなる方が多いのでしょうか。決算みたいで申しわけないです。これ実績に基づいてなさっているのだと思うのですけれども。

○藤野幹男委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

333 ページの高額医療合算介護サービス費でございます。一応新年度、21 年度は 30 万円を予算として計上させていただいております。ここの右側のほうに事業概要が書いてございますけれども、要介護者の医療費、介護費の両方が高額になった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給すると。これだけでは余りよくわからないかと思っておりますけれども、医療と介護のそれぞれの負担額の限度額を超えた場合、医療保険の場合には高額療養費と

というのが支給されます。介護保険の場合は高額介護サービス費というのが適用されて、その適用された後の自己負担分というのが残るわけでございますけれども、その合計額が医療と介護の自己負担合算後の限度額を超えた場合に支給されるものということでございまして、この支給はどちらを選ぶのではなくて、かかった医療と介護の額があるわけございまして、それを案分して支給すると、介護は介護にかかった分を案分して支給し、医療は医療でかかった分を案分して支給するというふうになります。

ちょっとせっかくですから、本当に極端な例ということで説明申し上げたいと思いますけれども、医療と介護の自己負担合算後の限度額というのがもう示されておりまして、平成 21 年度は平成 20 年の4月から平成 21 年の7月 31 日までの 16 カ月分、これが対象になります。それ以後は、21 年の8月から次は 22 年の7月までという形で1年ずつの合算になっております。ですから、21 年度は 16 カ月分を合算するということです。例えば例で申し上げますと、夫婦とも 75 歳以上の一般の課税世帯の夫婦の場合、例えば夫が入院をして治療を受けました。これ医療費です。医療費の自己負担額というのは1カ月4万 4,400 円。これを、極端な例ですけれども、1年間かかったとしますと、夫には 53 万 2,800 円の自己負担というのが発生してきます。妻が例えば介護サービスを受けたと。妻が1カ月3万 7,200 円というのが一般世帯の負担の上限額ですけれども、それを 12 カ月受けた場合には、合計しますと 44 万 6,400 円というのが自己負担としてかかると。今までは

そこまでは自己負担でしたから、そこまでお金は出ませんでした。しかし、今度この合算サービスというのが始まったことによりまして、これが夫婦で合算されます。今の金額を合算しますと 97 万 9,200 円になります。97 万 9,200 円、これをさっき言った合算後の限度額の表で見ますと、限度額はこの世帯ですと 56 万円というのが限度額になります。97 万 9,200 円から 56 万円を引いた 41 万 9,200 円というのが今度新たにその家庭に助成されるお金と。この 41 万 9,200 円をさっき国保と医療と介護でそれぞれ金額出ておりましたけれども、その金額で案分してそれぞれが出すと、そういう仕組みになっております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 わかりました。今回ですと 30 万円というのは大体どのくらいの世帯を予定しているのかというのと、私は国保のほうでは昨年は一応科目設定になって、今回は介護のほうは新たな事業となっているので、これは介護のほうは 16 カ月分だから、新たな事業を使っていないのですか。ちょっとそのところよくわからないなと思ったのですけれども。

○藤野幹男委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 これは、国保も介護も同様でございまして、両方が新たな事業でございまして、今お聞きしますと医療は科目設定がしてあったということでございます。私ども本当は科目設定ということも考えた

わけでございますけれども、何しろ新しい事業でございますして、推計も難しいわけでございます。ですから、とりあえず私のほうでは10万円ぐらいの3件分ぐらいというような予想の上で30万円のせたわけでございます。仮にそれが不足した場合には予備費からそれは持っていくと。医療のほうも当然そのように考えているというふうに思っております。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 ないようですので、次に歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、1名であります。

第9番委員の清水正之委員。

○清水正之委員 先ほどの話みたいな形になりますが、今回の見直しの一
番の問題は、1つは介護従事者の報酬の引き上げの問題だと思うのです。
もう一つは、全県的には多くの自治体が前のときに保険料を値上げをした
のです。この間幾つかの県内の自治体では引き下げを行ってきたわけですが
けれども、またここに来て値上げをする自治体がふえているという状況にな
っていると思います。もう一つは、認定の基準が変わってくるということだ
というふうに考えています。保険料の問題は、今回引き下げをするという形に
なりましたが、それでも前回埼玉県の中でも高い保険料の中で引き

下げてほぼ近隣と同程度になったというだけの話だというふうに思うのです。

1つは、そういう面では利用の問題をお聞きをしたいと思うのですが、今度の介護認定の方法の一つとして、先ほどお話をしましたけれども、調査項目の変更が行われます。¹⁴ 項目がカットされて、新たに6項目が設定されるということで、その結果、先ほどお話をしましたように、また課長のほうからも答弁がありましたように、重度になる人あるいは軽度になる人が出てくるということなのだと思うのです。実際の認定については広域のほうでやられるということになりますが、この調査結果によって与えるサービスそのものは市町村がやらざるを得ないわけになりますので、1つは軽度に判定された場合の問題が出てくるというふうに思うのです。一番大きな問題は、介護度4、5の人たちが施設に入っていた場合に、判定によっては施設を出ていかざるを得ない状況が生まれてくるというふうに思うのです。では、実際にどうかというと、例えば介護度5の人については18.7%が変更される、介護度4の人については22.1%が軽度に判定されるという調査結果も出ているわけです。そうしますと、施設入所の人たちに対してはその施設から出ていかざるを得なくなる状況が生まれてくるのではないかというふうに思います。そうした対応について町は今後どういうふうな対応をとっていくのかまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に包括支援センターの問題ですけれども、一番身近な部分の人がやっぱりケアプランをつくるというのが最良になってくるのかなというふうに

思うのです。そういう面では、判定そのものも問題にはなるのですけれども、サービスの利用からすると一番近い包括支援センターの人たちの仕事そのものが大きくサービスの量にかかわってくるのではないかなというふうに思うのです。そういう面では、包括支援センターの活用を今後どういうふうにしていくのかあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上2点ですが。

○藤野幹男委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 2点の質問いただきました。お答えをしたいと思います。

初めに、介護認定の方法というか、変更がございまして、ご指摘いただいたような今まで82項目の項目がございました。そのうちの14項目がカットされまして、6項目が追加された、ご指摘いただいたとおりでございます。最終的に74項目に変更になったということでございます。その中で介護度の重い方、この方のあれがどうなったかと申しますと、こちらのほうにも、私のほうにも実は現行制度とモデル事業の2次判定による判定結果の比較表というのが、これは国が先ほども申しましたように全国1,626市町村で件数的には3万817件、これをモデル事業としてやりました。嵐山町でも10件しております。その結果は後で申し上げたいと思いますけれども、そういった結果の中で現行制度に基づく判定は、例えば要介護5でありますと6%の方が現行制度で要介護5、それからモデル事業だと5.7%、要介護4で

すと現行だと 7.3、モデル事業だと 7.9 と逆にふえているような状況もございます。重度の介護度でいいますと今の2つでございまして、こういったことで一概に介護度が重い方が軽度になる、その割合が高くなっているというふうには考えておりません。国のほうも同じように考えておりまして、新たな制度を導入したとしてもそれほど今の状況と変わらないのではないかというような概要の判断を市町村に伝えてきております。

嵐山町の状況を申し上げますと、嵐山町モデル事業 10 件行いました。モデル事業 10 件を行ったわけでございますけれども、1段階軽度になった方、これが 10 件のうちの2件、そして1段階重くなった方、これが1件、残りの7件は同じという結果になっております。この結果を見ましてもそれほど変わっていないのではないかというような判断をしているところです。それと、もう一つ非該当になった割合は現行制度でいきますと 1.5%の方が非該当、それからモデル事業ですと 1.7%の方が非該当、0.2%の方がモデル事業のほうが多かったというような結果が出ております。これは示すことは、つまりそれほど影響を与えないのではないかというふうに町としては考えております。

それから、お話の続きの中で要介護4あるいは要介護5、そういった方、施設入所されている方が判定が下がった場合に施設を退所することになってしまうのではないかというようなご心配だと思いますが、介護度が重い方が施設入所当然していただいているわけでございますけれども、大体の判

断基準は介護度の3以上というふうに思っております。実際に介護度3の方で入所している方もいらっしゃいますし、そういった意味では先ほどの判定の結果から考えてもそれほど影響がないのではないかというふうに思っております。

それから、包括支援センターの関係でございますけれども、平成18年度法改正がありまして、町では町の設置ということで平成18年度から包括支援センターを立ち上げたわけでございます。この間介護予防事業ということで、地域支援事業と言っていますけれども、さまざまな事業を実施してきたところでございます。予算書で申し上げますと、介護予防の関係の、ケアプランももちろんそうなのですけれども、336ページ、7ページ、これが地域支援事業費ということで、主に包括支援センターが取り扱っているような事業でございまして、これも年々ふえているような状況でございます。今主には特定高齢者向けの事業あるいは一般高齢者向けの事業ということでやっております。そういった中で元気はつらつ教室でありますとか、それ終わった方にはシニアいきいき教室、それから一般高齢者対象には337ページの委託料の中にございますある程度の事業、これをやっているところでございまして、包括支援センターの役割というのはこれからますます重要になってくるというふうに考えております。その中で職員はそれなりの努力をしております、2年前には社会福祉士も採用していただきながら事業に当たっているところです。これからも町長のほうでも高齢者の見守り事業というのを大事

にしていくということになっておりますので、その辺の事業もこれから一生懸命やっていかななくてはいけないと思っておりますし、権利擁護の関係の事業、これはだんだん認知症、うつあるいは虐待を受ける方、そういった方もふえてまいりますので、権利擁護事業のほうにも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 実は先ほど言った私たちの資料は厚生省の労働局が作成した資料なのです。だから、そういう面では全国的な指標としてはそれほど違っていかないのではないかなというふうに私たちも思っています。ただ、嵐山町の場合はそれほど変わらないというシミュレーションがしてあるということになるのだらうというふうに思うのですが、いずれにしてもそうした嵐山町の結果からすると、今度の認定調査の改正に伴ったものであってもそれほど現状の介護度については変更がないのではないかなというふうに見えていいでしょうか。実は寝たきりでも自立というものが、そういう判定も出てくるという警鐘もされているわけです。そういうふうな形になると、受けられるサービスも減額されてくるわけだし、サービス料そのものが認定によってサービスが決められるわけですから、現在これから軽度に判定されるということになると、今まで受けられたサービスそのものが受けられなくなるという現状が出てくるというふうに思うのです。そういう面からすると、嵐山町に限

ってほぼ同じ程度の認定結果が出てくるという形で判断をしてよろしいということになるでしょうか。

○藤野幹男委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

21 年から始まる介護認定の改正でございまして、介護度の変更がないというふうに考えているかと質問されますと、そういうことはないわけではございまして、介護度の変更がある方は当然いらっしゃるだろうというふうに思っております。それで、介護認定が軽度に判定された方も当然いらっしゃるだろうと。これは、介護認定モデル事業の結果でも重い方もいらっしゃるれば軽い方もいらっしゃる、そういうことでございますので、嵐山町も当然そのような結果は反映されてくるだろうと思いますが、全体的にはそれほど変わらないのではないかというふうに判断をしているところでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 一般会計のときに課長そのものも軽度に判定される部分が 19.8%、2次判定で 20.1%という話がされたわけですが、そういう点では重度に判定される部分、軽度に判定される部分がほぼ同数かなというふうに思うのです。そういう面では、介護の必要な人たちというのは年々重くなる傾向にはあるのだろうというふうに思うのですが、そういう点での全体的な予算そのものが、とりわけ軽度に対するサービスの予算そのものが

非常に減額されているというふうに感じるのですが、そういう点では必要なサービスそのものがきちっと受けられる状況にあるのかどうか確認だけしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

今ご指摘いただいたように、介護認定を受けている方は年々重くなっている方が多いわけでございます。中にはまれにだんだんよくなっていると、介護5だった人が介護2とか、そうなる場合も中にあるのです。何でこんなことが起きるかという、入院をされているときに介護申請される、一番重いつきに介護認定をされると介護度が重くなってしまう、それから自宅へ戻られていくなりハビリ等を行っていくうちにだんだんもとの機能を回復してくる、そういった場合更新のときには介護度が低くなる方もいらっしゃる。そういうのが1年、2年続いていくと、最初すごく重い判定が出ていたのに、驚くほど軽い判定になってしまう、そういう場合も中にはあります。しかしながら、一般的には重くなっていく方のほうが多いわけでございます。

それで、軽度のサービスが全般的に減額されているのではないかなというようにご指摘でございますけれども、今回の平成21年度の予算書をござらんになっていただきますと、すべてにおいて前年対比減額になっていると思います。これは、ご案内だと思いますけれども、平成20年度は第3期の最後の年でございまして、介護給付費を伸ばしていく。第4期は、第3期のことを

よく検証いたしまして、給付費等も見直しまして、21 年度は第4期の初めの年ということでございますので、その差額が出てくる。これは、国、県支払基金、それから町の負担金、すべてにおいて保険給付する標準給付費というのが平成 21 年度と 20 年度を比べますと 6,500 万ぐらい下がっているわけなので、その差額によってすべてが下がっているような状況です。そういったことも含めて申し上げますと、そういう減額でありまして、軽度の人サービスが特別減額をされているわけではございませんし、仮に軽度のサービスの部分が不足する場合には予備費等もございますので、こちらのほうから回してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第 21 号議案 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時59分

再 開 午後 4時06分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第22号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 356、7で昨年使用料、手数料の下水道使用料の金額が少し多く見てしまったという説明であったわけですね。そういう点では今度は間違いないのか伺わせていただきたいと思います。

それから、360、61で課長の給料を水道課のほうに移動したというのはどういう理由からなののでしょうか。当然水道課が大変になるというふうに思う

のですけれども、ちょっと理由伺わせてください。

それから、364、5の公債費の関係ですが、ここで大きく減っているわけです。結構なことなのですが、これはいわゆる借りかえの関係で減ったという理解でよろしいのでしょうか。

○藤野幹男委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 まず、使用料なのですけれども、昨年は多目に見てしまって、今年度は間違いないだろうかというご質問なのですけれども、間違いないと思いますと言いたいのなのですけれども、これもまた、去年よりは少なく見ております。というのも19年の11月末と20年11月末の使用料の調定を見てみたのですけれども、それが1.36%ぐらいの増ということなのです。それで、平成21年度については1.36ですか、そのぐらいのところで見えております。昨年は7%ぐらいということでしたので、そういうふうに見させていただきました。今年度は微量ということで、平成19年度の決算に比べると2.98%の増ぐらいというふうなことで見ております。ですから、これ以上いってもらえればうちのほうとすればいいのですけれども、一生懸命使用料の増につきましてもまた新年度努力させていただきたいと思っております。ですから、川口さんに後で間違いなかったと言えるように頑張りたいと思うのですけれども。

それから、あとは課長の給料の関係でどうしてかというふうなことなのですけれども、これについても前のときにお話をしたのですけれども、財務省

の関東財務局のいろいろ監査がありまして、そのときにも課長の給料についてはどちらで見ても町長の裁量でよいということでもありますので、一番最初半分、ちょうど 50%なのです。50%、そのときからちょっと多いかなと思ったのです。水道と下水やっぱり量が違いますから、業務量等が違いますので、それでその次の年については 20%にしたわけです。それで、今度ゼロということで、財政の健全化計画だとかそういうようなことがありますので、下水のほうは。ですから、なるべく下水のほうのそういうふうな費用については少しでも削減をしていこうと、そういうことで課長の給料については全額水道のほうで持つということで、課長が下水の仕事しないということではありません。ですから、給料については水道のほうで持つということでございます。

それから、借換債のことなのですけれども、これについては川口さんのお見込みのとおりでございまして、借換債昨年よりも減っているということでございまして、昨年度よりも借換債のところが 20.9%の減ということでございます。今年度、21 年度については、説明申し上げましたけれども、旧大蔵省資金、これを繰上償還するために 1 億 560 万円、これを発行させて、これでなすと、5.5%もなしているということでございます。それから、この借換債の利率が幾らになるかによって削減額が変わってくるということでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第22号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男委員長 全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ちょっとでは暫時休憩。

休 憩 午後 4時14分

再 開 午後 4時15分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○藤野幹男委員長 第23号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 392、3ですが、年間総配水量が317万5,500立方メートルということで、昨年と比較してふえているわけです。ですが、給水収益は逆に減っているというわけですね。これが比例するのだったらわかるのですが、どうして給水収益が減るのに総配水量をふやすのか伺いたいです。

それから、393の受水費、中ほどにありますね。県水の購入費ですね。昨年1日2,112立方メートルという説明で、計算すると77万880になると思うのですが、正確なのがもしありましたら言っていただきたいのです。要は若干今回減るわけです。県水は微妙なところは違うのかを1点伺いたいのと、あと鳩山町で県水の購入量を下げたというふうに聞きました、鳩山町の議員から。そういう点で県水の購入量は相談の結果引き下げというのはできるのかどうか伺いたいです。

それと、有収率が85%で前より下がってしまうわけですね。漏水調査業務委託が市野川以南で行われるということで、漏水調査の業務が昨年からこれも金額ふやしていますけれども、有収率をどの程度まで持っていきたいのか、目標があれば伺いたいです。

以上です。

○藤野幹男委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 年間総配水量なのですが、これは若干去年よりもふえているということですが、317 万 5,500 ということで、ほとんど変わらないということです。去年の、前年の当初は 316 万 900 ということで、これも 11 月ごろまでの配水量見ながらやったのですが、これについては 0.46%の増でふえている。ところが、給水収益が減っているということなのですが、給水収益については有収水量なので、ですから川口さんおっしゃるように 85%で見ているわけです。ですから、この有収水量がなかなか思ったようにふえていかないと。90%2年ほど超えた時期があったのですが、私になってから下がっているのですが、それで 85%になったのですが、そういうところは申しわけないと思っているのですが、この前吉田ののう天坂のところで漏水の大きいのが見つかりまして、3.何メートルと、そういうふうな深さのところだったので、なかなか見つからなかったのですが、そのところがどの程度、直しましたので、少し改善していったらと思っています。とにかく有収水量で料金については見ていると。ですから、20 年度については値下げをしたから、20 年度、21 年度で変わることはないわけなのですが、料金体系から見ると。若干水道料金、補正よりもちょっとふやしたはふやしたのですが、これもなかなか花見台のほうの工業団地の使用料がどういうふうに変化しているかによってまた変わってくると思うのですが、21 年度につ

いては、有収水量でこの数字で見たということです。有収率は 317 万

5,500 立米の 85%で見ていると、そういうことでございます。

それから、県水の関係なのですけれども、新年度については総量 76 万 8,890 立米を見えています。それで、61.78 円。それに 1.05%を掛けると約 5,000 万弱になるのです。一応そういうことなのですけれども、県とのほうの協定もありますので、これについては余り動かしたくはないなというふうに思っています。第1水源、第2、第3水源のところに、南部のほうについては自己水源を利用してやっている、北部のほうについてはそのまま県水を利用して配給しているという状況なので、花見台のほうの工業団地のほうが、やっぱり不況ですので、伸びていけば県水のほうもある程度伸ばしてもいいと思うのですけれども、これでも一応最初 2,600 立米というふうな県との協定がありましたので、それよりは少ない状態なのです。ですから、引き下げ可能であるかどうかについてはまた県のほうとも協議をしたいと思っておりますけれども。

あと漏水の調査業務、これは 21 年度については町内を2つに分けてということで、市野川の以南と以北で一応分けていますので、20 年度については市野川の以北は戸数などが少ないのです。ですから、少なかったということで、21 年度については 99 キロということで、あと戸数も北部などありますので、ふえているということでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。それで、給水収益が減っているということは使用水量が減っているということで、これはそういう理解でよろしいのですか。

それと、有収率が85%ということで見て計算しているわけですね。市野川以南の漏水調査を行いながらも85%ぐらいまでしか見られないということでこれは理解しなければいけないことなのですか。ちょっとではそれを。

それと、県水の関係なのですが、昨年が先ほど申し上げましたように77万880になるわけなのですが、1日2,112立方メートルとおっしゃいましたから、昨年の答弁で365掛けるとそういう数字になるのです。そうすると、若干でも減るのです、県水が。ですので、県水というのはある程度減らすことができるのかなというふうに思うわけです。鳩山では、実際に今年協定で契約料を下げたということなのです。おっしゃいますように、不況で当然水の使用料というのは減るという予測はしていくべきだと思うのです。仮に足りなくなった場合に、今自己水でまだ間に合うわけですね。実際には県水は要らなくて、自己水で100%間に合う容量あるというふうに前にも課長、これ言っただけではないかな、言っていますけれども、言っていましたので、安全の関係で何かあった場合、事故等があった場合に県水を入れておくのだというようなことをおっしゃっていたのですけれども、県水を引き下げるというのは引き下げられるのだったら引き下げていくことが必要だと思うのです。ほか

の議員からもおいしい水をということで自己水のほうがおいしい水だということとで言っていますので、その点どうなのか伺わせていただきたいと思います。

○藤野幹男委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 給水収益の関係なのですけれども、これは有収水量です。総配水量ではなくて。収益は有収水量がもとですから。ですから、いわゆる下水でいえば不明水みたいな、そういう感じなわけなのですけれども、ですからその収益の関係では有収水量をどういうふうに見るかということなのです。これをどうやって上げていくかということなのですけれども、どういうふうに思うかということなのですけれども、85 はやはり少ないですね。ちょっと低いと思います。これは本当に、ただ結果として20年度も19年度もそういうふうな数字で85%弱になってしまっていますので、本当に申しわけありません。そういうことなので。ですから、それをふやすために、有収率を少しでも上げるために漏水調査等を今年もするわけなのですけれども。これによってどの程度上がってくるかについてははっきり言ってわかりませんけれども、やはり90%ぐらいまで私もいきたいなとは思っています。最終的にはその辺のところまでいきたいなとは思っていますが、それはあくまでも結果ということでご了解いただきたいと思います。

それから、県水の関係があるのですけれども、これについても今まで県との協定等もありまして、今1立米 61.78 円という数字になっていますので、自己水源があるならそっち全部利用しろということなのですけれども、花見

台だとかそういうふうなところで一応これからまだ伸びる可能性もありますし、そういうことがありますので、一概にこれを全部減らしていくと、ゼロにするというふうなことはいけないと思いますけれども、少しでも、若干でも下げるというふうなことであれば県のほうとも調整をしたいなと思っております。県と調整できないという、鳩山でそういうふうに使われるということなので、できないということではないと思いますけれども、その辺についてはまた調整をしたいと思います。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、有収水量が減っているために 780 万円と。課長幾ら把握しているのかわかりませんが、同じぐらいの金額かなと思うのです。金額大きいなと思って、本当に驚きます。ぜひ漏水調査業務もう少し力入れられないかなとどうしても思わざるを得ないのです。これ町長のほうに伺いたいと思うのですが、去年のがそれだけの量かわからないのですが、昨年 800 万なのです。今回 780 万で、それだけ地面に流してしまっているわけですから、大きいなと思うのです。漏水調査業務もう少し力入れていくべきと思うのですが、その点と県水の関係なのですが、県水、何年ぐらい前でしたか、余計に買わされた経緯がありますよね。その余計に買わされた分をもとに戻すように、鳩山町がどのぐらいの契約料下げたのだから、その量とか金額とかは聞いていないのですけれども、こういう例があるわけですから、引き下げていくということをしていくべきと思うのですが、その辺の考え方

町長のほうに伺いたいと思います。

○岩澤 勝町長 ちょっと時間。

○藤野幹男委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後 4時32分

再 開 午後 4時33分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 漏水の調査と県水の量が下げられるかということで、県水の量についてはいろんな技術的な問題がありますので、担当課の判断でやっていかざるを得ないと思います。ですので、そのとおり下げますからとか上げますからということではなくて、やっぱりある程度の見通しのもとにこの年度はこれぐらい、今年度はこうしますという方向でいきたいと思います。ですから、下げて、下げっ放しでいいような状況であればそういう方向がとれるかもしれませんけれども、今年下げてまた来年上げたり下げたりというのはなかなかできないでしょうから、そういうことで県水の量については担当課のしっかりした判断でやっていただきたい。

それから、漏水検査ですけれども、水道にあっては漏水検査、下水道にあっては接続がなかなか進まないとか、いろいろ上水道に課題があるわけです。そういうものをどう対応していくかというのが頭痛の種なのですが、そ

れらをやるのにもやはりみんな経費もかかるわけですので、下水道の接続、水道の漏水検査、こういうものも懐ぐあいと判断をしながらしっかり取り組んでいかないと、結果としてこういうマイナスが出るのはわかっているわけですから、何らかの形で上水道も下水道も対応を図っていきたいと考えています。

○藤野幹男委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 1つだけ質問します。

393 ページですが、水質検査料ですか、委託料の関係なのですけれども、私もちょっと把握していないところがありますけれども、嵐山町消防団古里なのですけれども、車庫の外に水道水があります。群馬の業者ですか、毎日 365 日かな、水質検査をしているわけなのですけれども、これ聞いた話でまだ実際に見ていないのですけれども、この検査の目的とどのような規模で実施しているか、またその事業が 640 万 1,000 円の工事でいいのかどうかちょっとお伺いします。

以上です。

○藤野幹男委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 水質検査料については、すべての水質検査ということで、古里にある水道水の毎日やっているのはその一部です。水道法でも毎日検査をなさいというふうなことになっていますので、安全な水を供給するためにやるということですので、こういった末端のところでは何力所か

毎日水道水の検査、あとは川島だとか將軍沢だとか、そういうふうなところで毎日やらせてもらっていますけれども、ですからそれだけで 640 万 1,000 円ということではありません。その金額幾らかということは今ちょっとわかりませんけれども。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 検査、これは水道法か何かで多分検査しなくてはだめなのだと思いますけれども、今末端のところと言いましたよね。嵐山町は全部がバイパスになっていないので、末端というとまだ馬内のほうが2キロも3キロも末端なので、そのようなところも検査するかどうか。

○藤野幹男委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 末端に近いところというところもありますので、古里の場合にはもっと北側ありますけれども、あそこの古里の車庫のところですか、その辺のところが適当かなと思ったので、そのところにやらせてもらっているということです。

以上です。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 やっぱり末端のほうだとどうしてもごみだとかというのが多分たまると思うのです。できればだからバルブ化を早くしてもらいたいと思っているのですけれども、予算の関係もありますけれども、バルブ化に向けて、バイパスですか、バイパス化に向けて水道行政も進んでもらいたいと思

いますので、嵐山町の一帯のバイパスなのですけれども、よろしくお願いします。これ答弁要らないですので、よろしくお願いします。

○藤野幹男委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えします。

ごみがたまるということで、流しているのはきれいな水を流しているわけですから、ごみがたまるというふうなことは一般的には考えられないということでございます。どこかドジョウか何か出てきたところもありましたけれども、そういうことはないようにしたいと思います。

○藤野幹男委員長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 討論を終結いたします。

これより第 23 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男委員長 全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○藤野幹男委員長 以上をもちまして予算特別委員会に付託されました予

算議案7件の審査はすべて終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでございました。
また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆様はお忙しい中出席をいただきましてまことにありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

どうも大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時40分)